

ふっさ わたしの便利帳

令和6年度版

INDEX

1. 市役所案内	2
2. 届出・証明	8
3. 税金	12
4. 保険・年金	16
5. 健康	23
6. 子育て	25
7. 高齢者	32
8. 福祉	37
9. 生活・環境	41
10. 行政	50
11. 相談	53
12. 施設	55



【ご利用にあたって】

この便利帳は、令和6年4月1日現在の情報で編集しています。発刊後、事業内容などを変更する場合や、新しい施設・制度などが加わる場合もあります。こうした変更は「広報ふっさ」（毎月1日・15日発行）などでお知らせします。また、必要にあわせて電話・ホームページなどでご確認ください。

※掲載しているQRコードは、携帯電話端末機、印刷状態により正確な読み取りができない場合がありますのであらかじめご了承ください。また、ご利用の際はパケット通信料が発生します。

福生市役所

〒 197-8501 東京都福生市本町5
TEL 042-551-1511 (代表)

詳細につきましては、福生市役所の各担当課までお問い合わせください。

市役所案内

庁舎案内

市役所の開庁時間

開庁日・開庁時間は次のとおりです。

月・火・木・金曜日 ……午前8時30分～午後5時15分
 水曜日 ……午前8時30分～午後8時
 土曜日 ……午前8時30分～午後5時15分
 (土曜日の正午から午後1時は除きます。)

※なお、水曜日夜間(午後5時15分～8時)と土曜日は
 取り扱えない業務がありますので、事前に各担当へ確認
 してください。

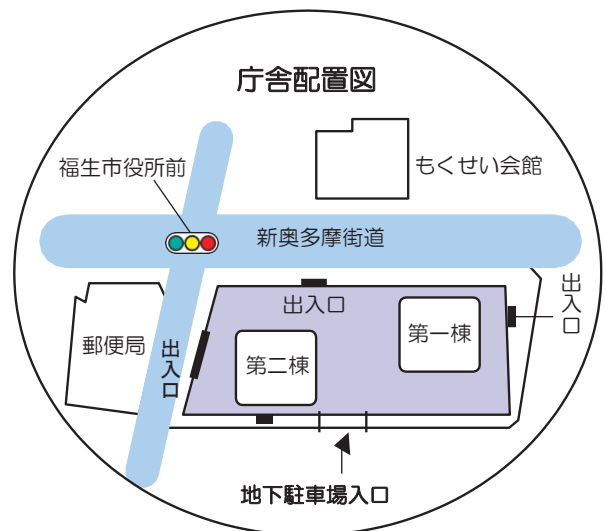
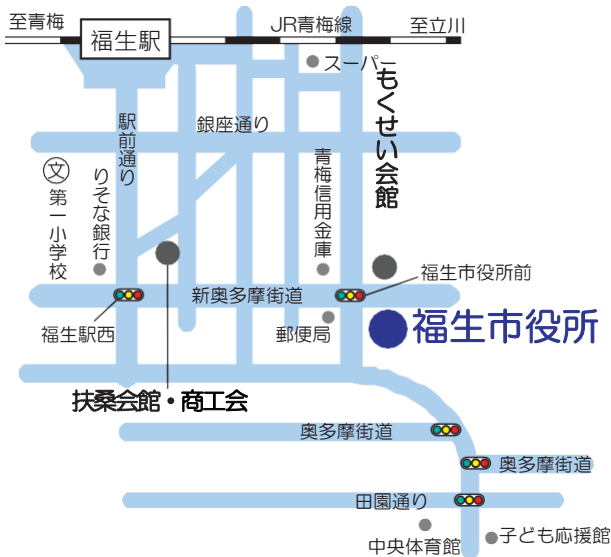
※日・祝日、年末年始は、閉庁となります。

市役所地下駐車場

◆70台(うち障害者用2台、思いやり駐車区画2台)

開場時間	午前8時～午後5時15分 ※水曜日は午後8時まで
休場日	日・祝日、年末年始

庁舎	課名
1階	【企画財政部】秘書広報課広報広聴係 【市民部】総合窓口課、課税課、収納課、保険年金課 【福祉保健部】社会福祉課、障害福祉課、介護福祉課 【子ども家庭部】子ども政策課、子ども育成課 【会計課】
第一棟 2階	【総務部】防災危機管理課 【監査委員事務局】
第一棟 3階	【都市建設部】まちづくり計画課、道路下水道課
第一棟 4階	【企画財政部】企画調整課基地・渉外担当、 秘書広報課秘書係
第一棟 5階	【企画財政部】企画調整課企画調整担当、 公共施設マネジメント課、財政課 【総務部】総務課、職員課、契約管財課
第二棟 2階	【生活環境部】環境政策課、ごみ減量対策課 【選挙管理委員会事務局】 【教育委員会教育部】教育総務課、教育指導課、 学務課、生涯学習推進課
第二棟 3階	【議事事務局】 正副議長室、会派控室、議会図書室
第二棟 4階	委員会室
第二棟 5階	市議会議場
もくせい 会館 1階	【生活環境部】 シティセールス推進課、協働推進課



所在地 福生市本町5

主な仕事

▶ 代表電話番号 TEL 551-1511 市ホームページ <https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

議会事務局

課名	業務内容	窓口	直通
議会事務局	<p>【庶務係】 市議会の事務、議会報の編集・発行、傍聴関係、議会中継</p> <p>【議事係】 議会の会議の開催、請願・陳情の受理及び処理、会議録の作成</p>	第二棟3階 (議場5階・委員会室4階)	庶務係 TEL 551-1523 議事係 TEL 551-1525

企画財政部

課名	業務内容	窓口	直通
企画調整課	<p>【企画調整担当】 市政の総合的施策、総合計画、行政改革、組織、定住化対策</p> <p>【基地・渉外担当】 基地対策、渉外</p>	<ul style="list-style-type: none"> 企画調整担当 第一棟5階 基地・渉外担当 第一棟4階 	企画調整担当 TEL 551-1528 基地・渉外担当 TEL 551-1566
公共施設 マネジメント課	<p>【推進グループ】 指定管理者制度、公共施設等総合管理計画</p> <p>【公共施設グループ】 公共建築物の新築、修繕</p>	第一棟5階	推進グループ TEL 551-1580 公共施設グループ TEL 551-1972
財政課	【財政係】 予算の編成及び執行管理、財政の調査及び報告、地方公会計制度	第一棟5階	財政係 TEL 551-1534
秘書広報課	<p>【秘書係】 市長及び副市長の秘書</p> <p>【広報広聴係】 市広報の編集発行、市ホームページの管理、各種市民相談、広聴活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> 秘書係 第一棟4階 広報広聴係 第一棟1階 	秘書係 TEL 551-1564 広報広聴係 TEL 551-1529
情報政策課	【情報政策係】 庁内ネットワークの管理運用、情報セキュリティ対策		情報政策係 TEL 551-1554

総務部

課名	業務内容	窓口	直通
総務課	<p>【総務係】 式典及び表彰、市議会との調整、統計調査、平和事業、固定資産評価審査委員会</p> <p>【法制係】 法制関係、文書管理、情報公開・個人情報保護</p> <p>【検査係】 請負契約及び委託契約等に係る検査</p>	第一棟5階	総務係 TEL 551-1576 法制係 TEL 551-1536 検査係 TEL 551-1541
防災危機管理課	【防災危機管理係】 防災対策・危機管理対策・防犯対策の総合調整、消防団・消防施設、防災施設及び設備の管理運用	第一棟2階	防災危機管理係 TEL 551-1638
職員課	【職員係】 職員の採用、人事管理、職員の研修・福利厚生	第一棟5階	職員係 TEL 551-1589
契約管財課	<p>【管財係】 市有財産の管理、庁舎の管理</p> <p>【契約係】 請負契約、委託契約等</p>	第一棟5階	管財係 TEL 551-1535 契約係 TEL 551-1539

市民部

課名	業務内容	窓口	直通
総合窓口課	【総合窓口係】 戸籍・住民登録・中長期在留者住居地届出等事務、各種証明書（固定資産税関係を除く市税含む。）、印鑑登録、マイナンバーカード、埋火葬許可、市民契約保養施設、人口動態、自動車臨時運行許可（仮ナンバー）、市民標準葬儀	1階	総合窓口係 TEL 551-1595
課税課	【市民税係】 市・都民税、法人市民税、軽自動車税、市たばこ税 【資産税係】 固定資産税・都市計画税	1階	市民税係 TEL 551-1610 資産税係 TEL 551-1614
収納課	【収納係】 納税・納付相談、市税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の徴収	1階	収納係 TEL 551-1578
保険年金課	【保険年金係】 国民健康保険、国民年金 【後期高齢医療係】 後期高齢者医療	1階	保険年金係 TEL 551-1640 （国保） TEL 551-1670 （年金） 後期高齢医療係 TEL 551-1767

生活環境部

課名	業務内容	窓口	直通
シティセールス推進課	【まちの魅力創造グループ】 七夕まつり、桜まつり、ほたる祭、観光、ロケ支援、市公式キャラクター「たっけー☆☆」 【産業活性化グループ】 商工業振興、中小企業振興資金融資、創業支援、就業支援、消費者相談、農業委員会、市民農園	もくせい会館1階	まちの魅力創造グループ TEL 551-1740 産業活性化グループ TEL 551-1699
環境政策課	【環境政策係】 環境保全に係る施策の計画・推進、環境学習、環境マネジメントシステム、地球温暖化対策、生物多様性、公害対策 【緑と公園係】 公園の管理、維持補修	第二棟2階	環境政策係 TEL 551-1718 緑と公園係 TEL 551-1985
ごみ減量対策課	【ごみ減量対策係】 ごみ処理、ごみ減量・リサイクル、し尿処理、環境衛生 【リサイクルセンター係】 リサイクルセンターの管理運営、不燃性廃棄物の資源化及び再生利用処理、粗大ごみの処理、不法投棄対策、へい死獣の処理	・ごみ減量対策係 第二棟2階 ・リサイクルセンター係 リサイクルセンター 熊川1566-4	ごみ減量対策係 TEL 551-1731 リサイクルセンター係 TEL 551-9150
協働推進課	【協働推進・男女平等推進担当】 コミュニティ、町会・自治会、市民活動団体（NPO・ボランティア等）との協働、男女共同参画、輝き市民サポートセンターの管理運営、福東会館の管理、多文化共生	もくせい会館1階	協働推進・男女平等推進担当 TEL 551-1590

福祉保健部

課名	業務内容	窓口	直通
社会福祉課	【福祉総務係】 地域福祉計画、民生委員・児童委員、保護司会、戦没者遺族等の弔慰金、災害援護、募金、女性等悩みごと相談、中国残留邦人等生活支援、社会福祉法人等の指導監査、生活困窮者自立支援 【生活福祉係】 生活保護、行旅病人、行旅死亡人	1階	福祉総務係 TEL 551-1522 TEL 551-1735 生活福祉係 TEL 551-1741

課名	業務内容	窓口	直通
障害福祉課	【障害福祉係】 手帳、手当、医療費助成 【相談支援係】 相談支援、サービス給付	1階	障害福祉係 TEL 551-1742 相談支援係 TEL 551-1691
介護福祉課	【高齢者支援係】 高齢者福祉施策（介護保険を除く。）、福祉バス、介護 予防事業・介護予防支援 ※福祉センターは指定管理者による管理運営 【介護保険係】 介護保険に関すること	1階	高齢者支援係 TEL 551-1751 介護保険係 TEL 551-1764
健康課	【健康管理係】 予防接種、各種検診・健診、大気汚染医療費助成の申請 受付、畜犬登録、献血、成人保健、保健指導、自殺防止 対策事業の推進	福生2125-3 (保健センター内)	健康管理係 TEL 552-0061

子ども家庭部

課名	業務内容	窓口	直通
子ども政策課	【子ども政策係】 子ども施策、学童クラブ、ふっさっ子の広場、青少年問 題協議会、青少年育成地区委員長会 ※児童館は指定管理者による管理運営	1階	子ども政策係 TEL 551-1733
子ども育成課	【保育・幼稚園係】 保育事業の計画及び実施、幼稚園関係 【手当助成係】 児童・ひとり親家庭等の各種手当、子どもの医療費助成		保育・幼稚園係 TEL 551-1780 手当助成係 TEL 551-1737
こども家庭 センター課	【こども家庭支援係】 子どもと家庭に関する福祉相談、児童虐待に関する相談、 子育てひろば事業、ひとり親家庭相談 ※「ふれあいひろば」は、子ども応援館1階で実施 【母子保健係】 母子健康手帳交付、新生児訪問、乳幼児健康診査、妊産 婦と子育て家庭の健康・子育てに関する相談、巡回相談、 個別相談、産後ケア事業	福生2125-3 (保健センター2階)	こども家庭支援係 TEL 539-2555 母子保健係 TEL 552-0312

都市建設部

課名	業務内容	窓口	直通
まちづくり計画課	【計画係】 都市計画、宅地開発指導、都市景観、耐震改修促進 【住宅係】 市営住宅の計画・管理、住宅政策 【用地係】 土地、建物等の取得・補償、地価公示、土地開発公社	第一棟3階	計画係 TEL 551-1952 住宅係 TEL 551-1961 用地係 TEL 551-1959
道路下水道課	【管理・交通安全対策係】 道路の管理、地籍調査、道路占用、狭あい道路、屋外広 告物、交通安全対策の企画・実施・調整、交通災害共済 事業 ※自転車駐車場および福生市営福生駅西口駐車場は指定 管理者による管理運営 【道路係】 道路の維持補修、設計・工事 【下水道係】 下水道事業の計画・許可申請、下水道の設計・工事・維 持補修、雨水浸透施設・貯留槽設置助成、排水設備届出、 下水道の詰まり、予算・決算の編成及び執行管理、下水 道使用料 ※水道業務は東京都水道局が行っています。	第一棟3階	管理・交通安全対策係 TEL 551-1969 道路係 TEL 551-1975 下水道係 TEL 551-1968

会計課

課 名	業 務 内 容	窓 口	直 通
会計課	【会計係】 収入・支出の審査及び確認、現金の出納、物品（備品）の管理、基金等の管理	1階	会計係 TEL 551-1787

選挙管理委員会

課 名	業 務 内 容	窓 口	直 通
選挙管理委員会 事務局	【選挙係】 選挙人名簿の調製・管理、直接請求、選挙	第二棟2階	選挙係 TEL 551-1802

監査事務局

課 名	業 務 内 容	窓 口	直 通
監査委員事務局	【監査係】 事務事業の執行に関する監査	第一棟2階	監査係 TEL 551-1809

教育部

課 名	業 務 内 容	窓 口	直 通
教育総務課	【教育総務係】 教育委員会の開催、教育広報の発行、入学資金融資のあっ旋、通学路に関すること、学校施設の管理、学校施設使用許可	第二棟2階	教育総務係 TEL 551-1930
教育指導課	【指導係】 教育課程の管理、教科用図書採択、学校のICT環境整備 【教職員係】 教職員の人事、福利厚生	第二棟2階	指導係 TEL 551-1538 教職員係 TEL 551-1944
学務課	【学務・給食係】 学齢児童・生徒の就学・転学・退学（特別支援教育を含む。）、通学区域、児童生徒の扶助、学校給食に関する こと	第二棟2階	学務・給食係 TEL 551-1948 防災食育センター TEL 551-8351
教育支援課	【教育支援係】 教育相談、特別支援教室、教育支援委員会の開催、学校 適応支援室（そよかぜ教室）	教育相談室、学校 適応支援室 北田園2-5-7 （子ども応援館）	教育支援係 （教育相談室） TEL 551-7700 学校適応支援室 TEL 552-6667
生涯学習推進課	【生涯学習推進係】 社会教育委員の会議の開催、福生市プチギャラリーの管理、扶桑・かえで会館の管理 ※扶桑会館は指定管理者による管理運営 成人式、コミュニティ・スクール、学校支援地域組織 【文化財係】 郷土資料室の管理運営、文化財の保護、市史・刊行物の管理、旧ヤマジウ村家住宅の管理	<ul style="list-style-type: none"> 生涯学習推進係 第二棟2階 文化財係 中央図書館内 郷土資料室 熊川850-1 	生涯学習推進係 TEL 551-1950 文化財係 TEL 530-1120

課 名	業 務 内 容	窓 口	直 通
スポーツ推進課	<p>【スポーツ推進係】 スポーツ推進、レクリエーションの計画・実施・指導、 屋外体育施設の管理運営、中央体育館の管理運営 ※熊川地域体育館、福生地域体育館、市営プールは指定 管理者による管理運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ推進係 北田園2-9-1 (中央体育館内) ・熊川地域体育館 熊川380-7 ・福生地域体育館 武蔵野台1-8-7 ・市営プール 北田園2-8-4 	<p>スポーツ推進係 TEL 552-5511</p> <p>熊川地域体育館 TEL 552-1980</p> <p>福生地域体育館 TEL 530-8811</p> <p>市営プール管理事 務所 TEL 552-0398 (開場時のみ)</p>
公民館	<p>【公民館係】 各種講座等の実施、利用団体援助、公民館運営審議会、 施設・備品の管理・整備、茶室「福庵」・さくら会館の 管理 ※市民会館は指定管理者による管理運営</p> <p>【松林分館・白梅分館】 各種講座等の実施、利用団体援助、施設・備品の管理・ 整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館係 牛浜163 (さくら会館内) ・公民館松林分館 武蔵野台1-15-1 ・公民館白梅分館 熊川559-1 ・市民会館・公民館 福生2455 	<p>公民館公民館係 TEL 552-2118</p> <p>公民館松林分館 TEL 552-3624</p> <p>公民館白梅分館 TEL 553-3454</p> <p>市民会館 TEL 552-1711</p>
図書館	<p>【管理係】 中央図書館の施設管理、図書館のシステム管理、図書館 協議会</p> <p>【サービス係】 図書館資料の収集、貸出、読書案内・レファレンス</p> <p>【わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館】 図書館資料の収集、貸出、読書案内・レファレンス、 わかぎり会館及びわかたけ会館の管理運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中央図書館 熊川850-1 ・わかぎり図書館 福生1280-1 ・わかたけ図書館 熊川199-1 ・武蔵野台図書館 武蔵野台1-12-2 (図書館は3階) 	<p>中央図書館 TEL 553-3111</p> <p>わかぎり図書館 TEL 552-7421</p> <p>わかたけ図書館 TEL 551-0083</p> <p>武蔵野台図書館 TEL 553-8881</p>

届出・証明

戸籍に関する主な届出一覧

▶総合窓口課総合窓口係

名称	届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届	生まれた日を含み14日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 父母の本籍地 • 届出人の所在地 • 出生地のいずれか 	父または母（父母が婚姻していない場合は母）等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●出生証明書（出生届の右側です。医師に記入してもらいます。） ●母子健康手帳 ○命名は常用漢字及び人名用漢字の範囲内でつけてください。
婚姻届	届出の日から法律上の効力が発生します。	<ul style="list-style-type: none"> • 夫または妻の本籍地 • 夫または妻の所在地のいずれか 	夫になる方と妻になる方	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通（証人2名の署名が必要） ●国民健康保険証（国民健康保険に加入している場合） ●マイナンバーカード（交付を受けている方で氏が変わる場合）
離婚届	届出の日から法律上の効力が発生します。 （裁判離婚の場合は調停成立・審判確定・判決確定の日から10日以内）	<ul style="list-style-type: none"> • 夫妻の本籍地 • 夫または妻の所在地のいずれか 	夫と妻 裁判離婚の場合は申立人または訴えの提起者	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ①協議離婚の場合、証人2名の署名が必要です。 ②調停離婚の場合、調停調書の謄本 ③裁判または判決離婚の場合、審判書または判決書の謄本及び確定証明書 ●国民健康保険証（国民健康保険に加入している場合） ●マイナンバーカード（交付を受けている方で氏が変わる場合） ○婚姻中の姓をそのまま称したい方は、離婚後3か月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」をしてください。
死亡届	死亡の事実を知った日を含み7日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 死亡者の本籍地 • 届出人の所在地 • 死亡地のいずれか 	死亡者の同居の親族、同居していない親族、その他の同居者、家主、地主、家屋管理人、土地管理人等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●死亡診断書または死体検案書（死亡届の右側です。医師に署名または記入押印してもらいます。） ●国民健康保険証（国民健康保険に加入している場合） ※受理後、火葬許可証を発行します。
死産届	死産した日から7日以内	<ul style="list-style-type: none"> • 届出人の所在地 • 死産のあった場所の市区町村のいずれか 	死産した子の父（父母が婚姻していない場合は母）等	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通 ●死産証書（死産届の右側です。医師に署名または記入押印してもらいます。） ※受理後、火葬許可証を発行します。
転籍届	届出の日から法律上の効力が発生します。	<ul style="list-style-type: none"> • 転籍者の本籍地 • 届出人の所在地 • 転籍地のいずれか 	筆頭者と配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●届書1通

※届出時、虚偽の届出を防止するため、来庁者の本人確認をしています。身分証明書（マイナンバーカード・運転免許証等）を提示ください。

夜間・休日にも戸籍関係届書をお預かりすることができますが、届書の内容審査は行いません。開庁時間内に届け出ていただくか、あらかじめ総合窓口課で届書の内容確認を受けられることをおすすめします。

住民登録に関する届出一覧

▶総合窓口課総合窓口係

届出の種類	届出期間	届出に必要なもの	届出人
転入届 引越してきたとき	引越してきた日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●転出証明書（前住所地で交付を受けてください。） （特例転入を除く。） ●本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード（交付を受けている方のみ） ●住民基本台帳カード 	届出義務者は異動する本人または世帯主。代理人の場合は委任状。
転出届 市外に引越するとき	引越前でも手続きできます	<ul style="list-style-type: none"> ●印鑑登録証（カード：登録している方のみ） ●国民健康保険証（加入者のみ） ●後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ●介護保険証（加入者のみ） ●本人確認ができる書類 	
転居届 市内で引越したとき	引越した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証（加入者のみ） ●後期高齢者医療被保険者証（加入者のみ） ●介護保険証（加入者のみ） ●本人確認ができる書類 ●マイナンバーカード（交付を受けている方のみ） ●住民基本台帳カード 	
世帯変更届 世帯主が変わったり世帯を合併または分離したとき	変更のあった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険証（加入者のみ） ●本人確認ができる書類 	

マイナンバーカードまたは、住民基本台帳カードの住所変更等の手続きには暗証番号が必要になりますので、控え等をお持ちください。

なお、マイナンバーカードをお持ちの方は、オンラインで引越し手続きを行うことができます。詳しくは、デジタル庁「マイナポータルから引越し手続きをする方法」をご確認ください。

「マイナポータルから引越し手続きをする方法」

<https://digital-gov.note.jp/n/n081c378de9b6>

証明書の交付

▶総合窓口課総合窓口係

総合窓口課で交付している証明書の主なものは表のとおりです。証明書申請の際には、本人確認書類を御提示いただきます。マイナンバーカードや、免許証などの写真付き公的身分証明書なら1点、保険証など顔写真のないものについては、2点を御提示ください。

戸籍証明書や住民票の写しの除票の請求の際には、関係性を証明する資料が必要になる場合があります。第三者による請求については、請求権が確認できる疎明資料が必要です。

なお、証明書を代理で請求する場合は、委任状が必要になります。

窓口	証明の種類	
総合窓口課	戸籍関係	戸籍謄本（全部事項証明） 戸籍抄本（個人事項証明） 除籍謄本 除籍抄本 改製原戸籍謄本 改製原戸籍抄本 身分証明書 独身証明書 戸籍記載事項証明書 除籍記載事項証明書 届書等情報内容証明書 戸籍附票の写し 戸籍の附票の除票の写し 不在籍証明書 戸籍届出受理証明書 戸籍届出記載事項証明書
	住民票関係	住民票の写し 住民票記載事項証明書 不在住証明書 住民基本台帳の一部の写しの閲覧
	税関係	課税（非課税）証明書 納税証明書
	その他	印鑑登録証の交付 印鑑登録証明書 臨時運行許可証（仮ナンバー） その他の証明書

証明書等コンビニ交付サービス

▶総合窓口課総合窓口係

マイナンバーカードを利用し、住民票等の証明書をコンビニエンスストア等のマルチコピー機で取得することができます。利用にはマイナンバーカードまたは、利用者用電子証明書が搭載された一部のスマートフォンと、数字4ケタの暗証番号が必要になります。

【利用時間】午前6時30分～午後11時（年末年始、メンテナンス日を除く。）

【取得できる証明書】

証明書の種類	取得できる証明書
住民票の写し	本人及び本人と同一世帯の方のもの
印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの
課税証明書 非課税証明書	本人の最新年度のもの
戸籍の全部事項証明書 戸籍の個人事項証明書 戸籍の附票の写し	本籍地が福生市である方のも ※本籍地が福生市以外の方は、事前に本籍地利用登録が必要です。

住民票等の電話予約サービス

▶総合窓口課総合窓口係

電話予約で、夜間、休日も証明書が受け取れます。聴覚障害をお持ちの方はFAX：552-5150で予約ができます。

交付できる証明書	住民票、印鑑登録証明書、課税証明書、非課税証明書、納税証明書
申請	・申請者は本人・同一世帯の方 ・「印鑑登録証明書」を予約の際は、印鑑登録証の番号を確認します。
予約方法	総合窓口課総合窓口係へ平日の午前8時30分～午後5時15分に電話で予約。ただし、受け取り当日は午後4時30分まで。受取日の5日前から電話予約を受け付けます。
受取場所	市役所当直室
受取時間	月～土曜日 午後5時15分～9時30分 ※水曜日は午後8時～9時30分 日・祝日 午前9時～午後9時30分
持ち物	手数料、本人確認ができる書類をお持ちください。「印鑑登録証明書」の受け取りには、印鑑登録証もお持ちください。

※住民票にマイナンバーを載せることはできません。

マイナンバーカードに関する手続き

▶総合窓口課総合窓口係

■申請

マイナンバーカード申請用の写真撮影及びオンライン申請または郵送申請のサポートを行っています。通知カードの下半分の個人番号カード申請書またはQRコード付き申請書（お持ちの方）、本人確認書類をお持ちください。申請書をお持ちでない場合は市で御用意します。

受付時間：月曜日から金曜日（水曜日を除く。）
午前8時30分～午後5時
水曜日 午前8時30分～午後7時
土曜日 午前8時30分～11時45分
午後1時～5時

■交付

マイナンバーカードを申請された方に交付をしています。市から通知書が届きましたら、記載してある必要な持ち物を持参のうえ、本人がお越しください。

■電子証明書の更新

マイナンバーカードに搭載している電子証明書の有効期限はカードの発行から5回目のお誕生日です。3か月前から更新ができます。マイナンバーカードと暗証番号の控えを持参のうえ、本人がお越しください。

■暗証番号の再設定

マイナンバーカードの暗証番号にロックがかかったり、暗証番号を忘れた時は、市役所で再設定を行います。なお、署名用電子証明書の暗証番号（英数字6～16ケタ）は、スマートフォンで事前申込みをすることで、一部のコンビニエンスストア等で再設定を行うことができます。

印鑑登録と証明書

▶総合窓口課総合窓口係

■印鑑登録ができる方

福生市に住民登録がある満15歳以上の方。成年被後見人の方は、本人の意思が確認できるなど、条件により登録することができます。必ず成年被後見登記事項証明書を持参の上、成年被後見人の方と一緒に御来庁ください。

1人1個に限り、印鑑の登録ができます。

■登録手続

登録時に必要なものは本人確認書類と登録する印鑑です。代理人による場合は、委任状と本人代理人それぞれの本人確認書類及び印鑑が必要です。

印鑑登録を申請すると、本人宛に申請をしたかどうか郵便で照会します。照会書兼回答書が届いたら本人が記入した回答書、本人確認書類、登録する印鑑を本人が持参してください。その際に手続きを行い、印鑑登録証を交付します。

ただし、写真付きの公的な本人確認書類を提示した場合は、即日登録が可能です。

また、回答書の持参を代理人に依頼した場合には、本人が記入した回答書、登録する本人と代理人の本人確認書類及び代理人の印鑑が必要です。

■登録できない印鑑

- ・住民基本台帳に記録されている氏名の文字で表していないもの
- ・職業、資格等他の事項をあわせて表しているもの
- ・ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、または一辺の長さ25mmに収まらないもの
- ・印影が不鮮明なもの、または文字の判読が困難なもの
- ・外わくののないもの
- ・印面が平面でないもの
- ・印面が損傷、磨耗しているもの
- ・流し込み、プレス印など同一形態のものが多数存在するもの
- ・同一世帯内ですでに登録されているもの
- ・その他登録印鑑として適当でないと認めるもの
- ・氏名の一部を組み合わせたもの

■印鑑登録証明書

書類に押しあてられた印影があらかじめ登録している印影と同じだということを判断するための証明書で、重要な書類をつくる場合に必要になります。

印鑑登録証明書が必要な際は、本人の場合も代理人の場合も、印鑑登録証（登録時にお渡ししているカード）を窓口を持参申請してください。

臨時運行許可（仮ナンバー）の申込み

▶総合窓口課総合窓口係

未登録自動車の臨時運行許可は総合窓口課総合窓口係で扱っています。福生市が運行経路に含まれていない場合は申請できません。

詳しい許可基準は総合窓口係にお問い合わせください。

【申請に必要なもの】

- 1 自動車臨時運行許可申請書
- 2 自動車損害賠償責任保険証明書または、自動車損害賠償責任共済証明書
- 3 自動車を確認するための書面（いずれか一点）
 - (1) 自動車検査証（登録されている自動車）
 - (2) 限定自動車検査証
 - (3) 抹消登録証明書（登録を抹消した自動車）
 - (4) 自動車検査証返納証明書（検査証を返納した検査対象軽自動車または二輪の小型自動車）
 - (5) 通関証明書（完成検査終了証、排出ガス検査終了証、輸入車特別取扱自動車届出済書を含む）
 - (6) 完成検査終了証（型式指定自動車の新車）
 - (7) メーカー発行の譲渡証明書または製作証明書（型式指定自動車以外の新車）
 - (8) その他自動車の同一性を確認できる書面（登録事項等）
- 4 運転免許証、マイナンバーカード等、本人確認書類

土地・家屋に関する証明書の交付

▶課税課資産税係

証明の種類	申請に必要なもの
評価証明書・公課証明書 課税台帳記載事項証明書	本人確認ができるもの
土地・家屋（補充）課税台帳兼名寄帳の写し	※本人以外の方が申請する場合には、追加の書類が必要となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。 例：相続人の場合は相続関係がわかる戸籍謄本等、代理人の場合は本人からの委任状など
住宅用家屋証明書	登記事項証明書または登記申請書の写し及び住民票など
公図の写し	

瑞穂斎場

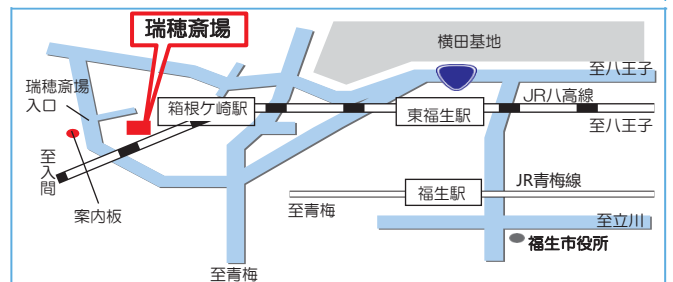
▶瑞穂斎場組合 TEL 557-0064

瑞穂斎場組合は、福生市、羽村市、武蔵村山市、瑞穂町、埼玉県入間市の4市1町で構成し、運営しています。

所在地 西多摩郡瑞穂町富士山栗原新田 244 番地

※施設概要

待合室	10室（洋8・和2 各24名～48名）・待合ロビー
火葬炉等	火葬炉8炉・告別室・炉前ホール・収骨室
式場	大（150名）・中（70名）・小（40名）
保管室	4室
駐車場	乗用車 246台 （障害者用5台、マイクロバス用6台含む）



市民標準葬儀

▶総合窓口課総合窓口係

標準的な葬儀内容や葬儀費用を定めることにより、経済的負担の軽減を図り、市民が安心して葬儀を執り行える葬儀の基準を確保する制度です。

利用できる方	・福生市にお住まいの方が亡くなったとき ・市民の方が市内または隣接市町（立川市、昭島市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市、瑞穂町）で葬儀を行うとき
利用	直接取扱業者に申し込みください。

■取扱業者

事業所名	所在地	電話番号
愛和セシモニー	熊川888	530-8686
(有)島田屋	本町134	551-0226
(有)西武葬祭	熊川761-4	551-2547
(株)セシモア	熊川1311	551-1191 0120-57-1121
セシモニーホール福生	加美平1-19-5	542-3500
ファミリアホール創友社	福生1983-40	0120-595-102
(株)多摩祭典	福生2350	551-8200
JAにしたま葬祭センター	羽村市羽東1-5-1 福生市本町16 (福生支店)	0120-042-706
そうしんフレールホール福生	南田園2-15-3	530-4544
(株)セシサポート	武蔵野台2-25-5	513-0090

税金

市・都民税

▶課税課市民税係

市・都民税は、納税義務者の前年中の所得をもとに、その所得のあった翌年に課税されます。

1 市・都民税を納める方(納税義務者)

- (1) 毎年1月1日現在、市内に住所のある方で前年(1月～12月)所得のあった方(所得割額と均等割額)
- (2) 毎年1月1日現在、市内に事務所、事業所または家屋敷をお持ちの方で、市内に住所がない方(均等割額)

○均等割額：所得金額にかかわらず定額で課税されます。

○所得割額：前年の所得金額に応じて課税されます。

課税されない(非課税)方

ア 所得割と均等割とも非課税の方

- a 生活保護法による生活扶助を受けている方
- b 障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前の合計所得金額が135万円以下の方

イ 均等割非課税の方

前年中の合計所得金額が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+31万円以下の方
なお、単身者の場合は45万円以下の方

ウ 所得割非課税の方

前年中の総所得金額等が、35万円×(本人+控除対象配偶者+扶養親族の数)+42万円以下の方
なお、単身者の場合は45万円以下の方

2 市・都民税の計算方法

前年の収入金額-(公的年金等控除額・給与所得控除額・必要経費)=**総所得金額**

総所得金額-(雑損控除・医療費控除・社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除・障害者控除・寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除・配偶者控除・配偶者特別控除・扶養控除・基礎控除)
=**課税標準額**

課税標準額×税率=**算出所得割額**

算出所得割額-配当控除-住宅借入金等特別税額控除-寄附金税額控除-外国税額控除-定額減税控除額=**所得割額**

所得割額+均等割額=**年税額**

3 税率(額)

(1) 均等割

市民税：3,000円(年税)

都民税：1,000円(年税)

※個人住民税(市・都民税)の均等割は、東日本大震災復興基本法に基づいて平成26年度からの10年間にわたり、臨時的に年額1,000円が引き上げられて賦課徴収されていましたが、この臨時的措置は令和5年度で終了しました。

(2) 所得割

市民税 課税標準率 一律 6%

都民税 課税標準率 一律 4%

4 市・都民税の申告

1月1日現在、市内に住んでいる方は原則として前年中の所得金額などの状況を申告書に記入し、提出しなければなりません。また、平成29年度より、マイナンバーの記入が必要となりました。

(1) 申告の必要がない方

- ①所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
- ②前年中の所得が1箇所からの給与のみの方で、勤務先から福生市に給与支払報告書が提出されている場合
- ③1月1日現在65歳以上で年金収入が155万円以下(65歳未満の方は105万円以下)の年金所得のみの方
※ただし、公的年金の源泉徴収票に記載されていない控除(扶養、寡婦など)を追加される方、記載内容の修正をされる方は、申告の必要があります。
- ④市内の方に扶養されている方※
(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をする必要があります。)

(2) 申告の必要がある方

- ①上記「申告の必要がない方」にあてはまらない方
- ②給与所得のある方で、勤務先が福生市へ給与支払報告書を提出していない場合
※ただし、前年中に2箇所以上から給与を受けている方は、確定申告を要する場合があります。
- ③非課税所得(遺族年金、障害年金、雇用〔失業〕保険)のみの方で、市内の方に扶養されていない方
- ④収入がなかった方で扶養されていない方(扶養者が年末調整または確定申告などで扶養の申告をしていない方)、市外の方に扶養されている方

(3) 申告の際に持参していただくもの

次のものを添付または提示する必要があります。

- ①昨年中の収入・支出を証明するもの(源泉徴収票・事業主の支払証明書・収支明細書・その他帳簿類など)
- ②控除に必要な生命保険・地震保険・国民年金の証明書、医療費控除の明細書等
- ③障害者控除を受ける方は、障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳等
- ④配偶者特別控除を受ける方は、配偶者の所得を証明するもの(所得がある場合のみ)
- ⑤マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、番号確認書類として、通知カード、住民票の写しまたは住民票記載事項証明書(個人番号の記載のあるものに限る。)のうちいずれか一つと、身元確認書類として、運転免許証、公的医療保険の被保険者証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどのうちいずれか一つ

※「扶養されている方」とは、税法上扶養されている方に限ります。

5 市・都民税の納め方

申告(給与支払報告書等の提出も含む。)に基づいて、市・都民税の所得割額及び均等割額が課税されます。納める方法は特別徴収と普通徴収があります。

(1) 給与特別徴収の方

給与所得のある方の市・都民税は、給与支払者が毎月(6月から翌年5月までの計12回(※))給与から定められた税額を差し引き、これを翌月の10日までに納めていただきます。

※令和6年度は、定額減税による控除対象者に限り7月から翌年5月までの計11回

(2) 年金特別徴収の方

65歳以上の公的年金等受給者で、前年中の年金所得に係わる市・都民税の納税義務のある方は、4月、6月、8月、10月、12月、2月に年金から定められた税額を差し引き、納めていただきます。

(3) 普通徴収の方

事業所得等のある方の市・都民税は、市から送付される納税通知書により、6月、8月、10月、1月の4回に分けて納めていただきます。

6 森林環境税

森林環境税(国税)は、森林の有する地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために国税として創設され、令和6年度から個人住民税の均等割と併せて年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなりました。

法人市民税

▶課税課市民税係

市内に事務所や事業所などがある法人に課税される税金で、「法人税割額」と「均等割額」からなっています。

1 納税義務者

- (1) 市内に事務所または事業所を有する法人(均等割額と法人税割額)
- (2) 市内に寮、宿泊所、クラブ等を有する法人で、市内に事務所や事業所を有しないもの(均等割額)

2 法人の設立等の届出

- (1) 設立、設置などの場合
定款、規約の写し及び登記簿謄本等の書類を添付して法人設立・設置届出書により届出をしてください。
- (2) 納税地の異動、商号・代表者などの変更、解散などの場合、登記簿謄本等の書類を添付して、異動届出書により届出をしてください。

3 納める額

- (1) 法人税割額
課税標準となる法人税額×税率

■法人税割額の税率

資本金の額または出資金の額	税率
1億円を超える法人または法人税額が年1,000万円以上の法人	8.4% (12.1%)
1億円以下の法人または資本金もしくは出資金を有しない法人または法人でない社団、財団で代表者等管理人の定めのあるもので法人税額が年1,000万円未満の法人	6.0% (9.7%)

※()の税率は、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度の税率

(2)均等割額

均等割額は、法人の所得の有無にかかわらず、市内に事務所等または寮等を有する法人に納税の義務があります。

■均等割額の税額

資本金等の金額※	従業員数	税率(年額)
50億円を超える法人	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円を超え、50億円以下の法人	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円を超え、10億円以下の法人	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1千万円を超え、1億円以下の法人	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1千万円以下の法人	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記に掲げる法人以外の法人等		5万円

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度は資本金の額及び資本準備金の額の合算額とのいずれか多い金額

4 申告と納付の方法

法人市民税は、事業年度終了後2か月以内に申告して納めます。

【事業年度を1年としている法人の申告納付】

中間申告納付(事業年度開始の6か月を経過した日から2か月以内)と確定申告納付(事業年度終了後2か月以内)が必要です。ただし、法人税の中間申告を要しない法人及び寮等のみを有する法人は、中間申告納付をする必要はありません。

※税制改正などにより税率・税額等が変更になることがあります。

固定資産税

▶課税課資産税係

固定資産税は、毎年1月1日現在、市内に所在する土地、家屋、償却資産の所有者に課税されます。税額は価格(評価額)をもとに算定された課税標準額に税率をかけて算出した額です。

- ・ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者の方は自己所有の土地、家屋と他の土地、家屋の価格を比較するために、4月1日から最初の納期限まで縦覧ができます。
- ・ 固定資産課税台帳の閲覧
納税義務者の方は自己所有の土地、家屋の課税内容を確認するために、4月1日から最初の納期限まで閲覧ができます。

※縦覧、閲覧ともに、本人確認等ができるものをご持参ください。

都市計画税

▶課税課資産税係

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業を行うための目的税として毎年1月1日現在、市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者に固定資産税と一緒に課税されます。税額は価格（評価額）をもとに算定された課税標準額に税率をかけて算出した額です。

軽自動車税種別割

▶課税課市民税係

毎年4月1日現在、軽自動車（原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を含む）を所有している方に課税されます。

登録、廃車、譲渡、住所変更などの手続きは、それぞれ所管の窓口で行ってください。

- ①原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
福生市役所（課税課市民税係）
- ②三輪・四輪の軽自動車
軽自動車検査協会東京主管事務所八王子支所
TEL 050-3816-3103
- ③軽二輪（125cc超250cc以下）・小型二輪（250cc超）
東京運輸支局八王子自動車検査登録事務所
TEL 050-5540-2034

市たばこ税

▶課税課市民税係

市内で販売されているたばこ代金には、市の財源となる税が含まれていて、貴重な財源として市政に生かされます。

“たばこは市内で買きましょう”

市税の納付は

▶収納課収納係

市税の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。

■取扱金融機関

市役所内指定金融機関派出所（市役所内）、きらぼし銀行、埼玉りそな銀行（口座振替のみ）、東和銀行、東日本銀行、みずほ銀行、三井住友銀行（口座振替のみ）、三菱UFJ銀行（口座振替のみ）、山梨中央銀行（窓口納付のみ）、りそな銀行（口座振替のみ）、青梅信用金庫、西武信用金庫、多摩信用金庫、中央労働金庫、大東京信用組合、西多摩農業協同組合、東京都信用農業協同組合連合会及び東京都内の各農業協同組合、関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局（納期限内に限る。）

■コンビニエンスストア

納付できる市税等	市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税種別割、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
取扱店舗	次のコンビニエンスストアであれば、全国のどの店舗でも納税できます。 くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキ、デイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、M/MK（マルチ・メディア・キオスク）設置店
次の場合は納付できません	①納付書にバーコードが印字されていない場合 ②破損・汚損などにより納付書のバーコードが読み取れない場合 ③納付書に記録された取扱期限を過ぎた場合 ④1枚の納付書の納付額が30万円を超える場合 ⑤金額を訂正した納付書を使用する場合

■市税の納付は口座振替で

市税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期ごとに金融機関等の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法	次の2つの方法があります。 ①口座振替依頼書（はがき型）に記入、押印し、ポストに投函する（申込内容や口座登録印の間違いがないようにご注意ください。）。 ②取扱金融機関（山梨中央銀行を除く。）の本店、支店等または、ゆうちょ銀行・各郵便局・市役所窓口で申し込む。なお、手続きには納税通知書、預・貯金通帳、登録印が必要です。
------	---

口座振替依頼書（A4判）は、市内の金融機関に備えつけてあります。市外の取扱金融機関をご希望の方には書類を郵送しますのでご連絡ください。

■振替までの期間

申込みから振替までの期間は、1か月半程度かかります。

■その他の納付方法（キャッシュレス決済等）

金融機関、コンビニエンスストア、口座振替による納付のほか、次の方法でも納付いただけます。

- ①モバイルレジによる納付
モバイルレジサービスでは、スマートフォンアプリを使用して、モバイルバンキング及びクレジットカードでの納付ができます。クレジットカードでの納付時にかかる、手数料は自己負担になります。
- ②スマートフォン決済アプリによる納付
対応するスマートフォン決済アプリを使用して、納付をすることができます。

利用できる市税等	市・都民税（特別徴収、法人市民税は除く。）、軽自動車税種別割、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料
①に対応するクレジットカード	VISA、Mastercard、JCB、Diners、AmericanExpressの各国際ブランドが付帯しているクレジットカード ※納付額のほかに、別途手数料の自己負担がかかります。
②に対応するスマートフォン決済等アプリ	LINE Pay、PayPay、d払い、J-Coin Pay、au Pay、楽天銀行アプリ
次の場合は納付できません	①納付書にバーコードが印字されていない場合 ②破損・汚損などにより納付書のバーコードが読み取れない場合 ③納付書に記録された取扱期限を過ぎた場合 ④1枚の納付書の納付額が30万円を超える場合 ⑤金額を訂正した納付書を使用する場合

③地方税共通納税システム

地方税共通納税システムは、地方税の納税を地方公共団体や金融機関の窓口に向くことなく、オフィス等で、パソコンからインターネットを通じて簡単に行うことのできる全国共通の仕組みです。

また、納付書に地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている場合は、地方税共通納税システムが対応する金融機関やキャッシュレス決済でも納付することができます。

納付方法について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ（市税の納付は）

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/procedure/tax/1001832.html>

■納期後の納税は

- ①納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で納税できます。（ただし、コンビニエンスストアやキャッシュレス決済では、納付できない場合があります。）
- ②納期内の納税が確認できない場合、納期限後20日以内に督促状が発送されます。この督促状でも納税できます。
- ③納期限を過ぎると延滞金が課されます。延滞金は、税額に対して納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ年14.6%[その納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については年7.3%]の割合で計算した額の延滞金を徴収します。ただし、この延滞金は、当分の間、地方税法の規定により延滞金特例基準割合を適用して計算する場合があります。

市税の減免対象者と手続き

- ▶課税課市民税係…市・都民税、軽自動車税種別割
- ▶課税課資産税係…固定資産税・都市計画税

市・都民税	生活保護を受ける方等
固定資産税 都市計画税	①貧困により、生活のための公私の扶助を受ける方 ②災害などにより大きな損害を受けた方等
軽自動車税 種別割	身体障害者等の方及び身体障害者等と生計を一にする方が所有する軽自動車等で、身体障害者の方または生計を一にする方、及び身体障害者等の方（身体障害者等の方のみで構成される世帯に限る。）を常時介護する方が運転する軽自動車等（障害の等級によっては該当しない場合もあります。）。

国税や都税に関するご相談は

■連絡先等

国税	青梅税務署 TEL 0428-22-3185 〒198-8530 青梅市東青梅 4-13-4
都税	八王子都税事務所 TEL 042-644-1111 〒192-8611 八王子市明神町 3-19-2 東京都八王子合同庁舎内 青梅都税支所 TEL 0428-22-1152 〒198-0036 青梅市河辺町 6-4-1 東京都青梅合同庁舎内

■ホームページ

国税庁ホームページ

<https://www.nta.go.jp/>

東京都主税局ホームページ

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/>

保険・年金

国民健康保険

国民健康保険の加入は

▶保険年金課保険年金係

職場の健康保険（健康保険組合、共済組合、協会健保など）に加入している方、後期高齢者医療保険に加入している方、生活保護を受けている方などを除いて、その市区町村の区域内に住んでいる方は、すべて国民健康保険に入らなければなりません。

国民健康保険の届け出

▶保険年金課保険年金係

世帯に異動があったときには、必ず14日以内に届け出なければなりません（下表参照）。

◎届出人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）とマイナンバーのわかるものを必ずお持ちください。

◎外国籍の方は、在留カードをお持ちください。

◎下記以外に書類が必要な場合があります。

国民健康保険に加入するとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
市内に転入してきたとき	転出証明書
会社等の健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書（単身の場合は、退職証明書または離職票でも可）
健康保険の扶養家族でなくなったとき	健康保険の資格喪失証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
子どもが生まれたとき	保険証、通帳（口座番号がわかるもの）、出産時の領収書、直接支払制度の同意書

国民健康保険をやめるとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
市外へ転出するとき	保険証
会社等の健康保険に入ったとき	いままでの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
健康保険の扶養家族になったとき	いままでの国保・新しい健康保険の保険証（または資格証明書）
生活保護を受けることになったとき	保険証、保護開始決定通知書
死亡したとき	保険証、会葬礼状写しなど、喪主の通帳

加入者の内容の変更をするとき

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
住所・世帯主・続柄・氏名などが変わったとき	保険証

その他

おもな場合（理由）	手続きに必要なもの
後期高齢者医療制度の対象となったとき	手続きは不要です。（75歳の誕生日までに新しい保険証が送付されます。）
保険証を紛失したとき	
就学のため、学生が親元を離れ市外に転出するとき	在学証明書、保険証、転出先の住民票

国民健康保険で受けられる給付

▶保険年金課保険年金係

※今後の制度改正によって変わることがあります。

	こんなとき	一部負担金	その条件
医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> ・病気になったとき ・けがをしたとき ・歯が痛いとき 		国保を取り扱っている医療機関へ保険証または、マイナンバーカードを提示
療養費払い（現金給付）	やむを得ない事情で保険証を使って医師にかかることができなかったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・一般 3割 ・義務教育就学前 2割 ・70～75歳未満 2割 （一定所得以上）	やむを得ない事情であると国保が判断した場合
	輸血のための血液代		医師の証明書が必要
	コルセットを作ったとき		
	あんま、はり、灸、柔道整復師の施術を受けたとき		医師の同意書が必要（柔道整復師の施術を受ける場合は骨折・脱臼等の特定の症状のみ）

こんなとき	給付の内容
子どもが生まれたとき	出産育児一時金500,000円が支給されます。（産科医療補償制度加入の場合） ※未加入の場合、488,000円
加入者が死亡したとき	葬祭費50,000円が支給されます。

高額療養費

▶保険年金課保険年金係

※今後の制度改正によって変わることがあります。

同じ人が同じ月内に、同一の医療機関に支払った一部負担金が限度額を超えた場合、申請すると超えた部分が高額療養費として支給されます（福生市の国民健康保険に加入していない方的高額療養費は、ご加入の健康保険から支給されます。）。

■入院・外来時のお支払いが高額になる場合

国民健康保険に加入している方が入院・外来で病院にかかる際、あらかじめ窓口で申請することで限度額適用認定証の交付を受けることができます。病院の窓口で保険証と限度額適用認定証を提示することで、病院での医療費の負担額は各世帯ごとに定められた一定の限度額になります。

※70歳～74歳で限度額適用認定証を申請できるのは、住民税が非課税世帯の方と、自己負担割合が3割の方で住民税課税所得が690万円未満の方です。

※国民健康保険税を滞納している世帯の場合は、原則として限度額適用認定証の交付を受けられません。

■厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

高額な治療を長期間継続して受ける必要がある特定疾病（先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症）に該当する方は特定疾病療養受療証を保険年金係の窓口で申請し、医療機関に提示することで、自己負担額が1か月1万円（人工透析を要する慢性腎不全の70歳未満で所得が600万円を超える方は、自己負担額が2万円）となります。特定疾病療養受療証の申請の際は、医師の診断書（意見書）、届出人の身分証明書、マイナンバーがわかるものをお持ちになって保険年金係の窓口までお越しください。

こんなとき保険はききません

▶保険年金課保険年金係

- ①やむを得ない事情以外で保険証または、マイナンバーカードを提示せずに医療行為を受けた場合
- ②正常な妊娠、分娩、健康診断、予防注射、美容整形、歯列矯正など病気でない場合
- ③けんか・飲酒によるけが、犯罪行為や不行跡で起きた病気・けが
- ④仕事上の病気やけがで労働基準法、労災保険法の適用を受ける場合
- ⑤けが以外の理由で、リウマチ、五十肩、ヘルニアや疲労回復を目的としたマッサージ等を柔道整復師（接骨院、整骨院）で受ける場合

※交通事故など第三者の行為によって受けただけの治療に国民健康保険を使用するときは、使用前に必ず保険年金係にご連絡ください。状況によっては使用できない場合があります。

国民健康保険税

▶保険年金課保険年金係

保険税の額は、前年の1月から12月までの所得に応じて計算する所得割額と、国保に加入している人数にかかる均等割額を合計したものです。
なお、所得に応じて軽減措置がありますので、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。
納税通知書は、毎年7月に送付します。

国民健康保険税の納付は

▶収納課収納係

国民健康保険税の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。
(P14「市税の納付は」を参照。)

■国民健康保険税の納付は口座振替で

国民健康保険税の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期限ごとに金融機関の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法 (P14「市税の納付は口座振替で」を参照)

■納期後の納税は

(P15「納期後の納税は」を参照)

後期高齢者医療制度

75歳になると、それまで加入していた医療保険（国民健康保険・健康保険・共済など）から、自動的に「後期高齢者医療制度」の被保険者となります。なお、65歳から74歳までの一定の障害がある方も加入することができます。

対象となる方

▶保険年金課後期高齢医療係

- ①75歳以上の方…75歳の誕生日当日から対象となります。
※後期高齢者医療制度の新しい被保険者証は、75歳の誕生日までにお送りします。
- ②65歳から74歳までの一定の障害のある方…市に申請し、東京都後期高齢者医療広域連合の認定を受けた日から対象となります。

※申請には、障害の状態を明らかにする書類「国民年金証書」「身体障害者手帳」などと、マイナンバーが確認できる書類を添えて、後期高齢医療係に届け出てください。

制度の運営

▶保険年金課後期高齢医療係

東京都内のすべての市区町村で構成する「東京都後期高齢者医療広域連合」が運営主体となります。

※東京都後期高齢者医療広域連合が行うこと
被保険者の認定や保険料率の決定、医療の給付など制度運営を行います。
広域連合お問合せセンター TEL 0570-086-519

※市が行うこと
住所変更や各種申請などの受付、被保険者証の引渡し、保険料の徴収を行います。

届け出

▶保険年金課後期高齢医療係

次のようなときは、必ず14日以内に後期高齢医療係に届け出てください。

おもな場合 (理由)	手続きに必要なもの
都外から福生市に 転入したとき	負担区分等証明書
都外に転出する とき	被保険者証 ※負担区分等証明書を発行します。
都・市内で住所が 変わったとき	転居届により自動的に住所変更します。新しい住所に変わった被保険者証を発行します。
生活保護を受ける ようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、マイナンバーが確認できる書類
生活保護を受けな くなったとき	保護廃止決定通知書、マイナンバーが確認できる書類

医療機関で受診するとき

▶保険年金課後期高齢医療係

「後期高齢者医療被保険者証」または、「マイナンバーカード」を医療機関の窓口で提示してください。医療機関での自己負担割合は、一般所得者等の方は1割、一定以上所得のある方は2割、現役並み所得者は3割となります。

各認定証の交付

▶保険年金課後期高齢医療係

医療機関の窓口で提示することで、保険適用の医療費等の支払いが自己負担限度額（所得によって異なる。）までとなります。次に該当する方は、後期高齢医療係に届け出ることによって各認定証の交付を受けることができます。

判定基準	認定証
自己負担割合が1割の方で、世帯の全員が住民税非課税の場合	限度額適用・標準負担額減額認定証
自己負担割合が3割の方で、同じ世帯の後期高齢者医療被保険者全員の住民税課税所得がいずれも690万円未満の場合	限度額適用認定証

高額療養費の支給

▶保険年金課後期高齢医療係

同一月に後期高齢者医療制度による医療を受けて支払った自己負担限度額（所得によって異なる。）を超えたときは、「高額療養費支給申請書」を広域連合からお送りします。

※同一世帯に後期高齢者医療制度で医療を受けている方が複数いる場合や、病院・診療所・歯科・調剤薬局等で受診されている場合は、自己負担額を合算します。

※入院時の食費や保険が適用されない差額ベッド代などは対象となりません。

※申請期間は、原則として診療月の翌月の1日から2年間です。

特定疾病の場合

▶保険年金課後期高齢医療係

後期高齢者医療被保険者証をお持ちで、人工透析が必要な慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）、血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症の治療を受けている方は、特定疾病の自己負担限度額が一つの医療機関につき月額1万円になります。

※「特定疾病療養受療証」が必要となりますので、窓口で申請してください。申請した月の初日から認定となります。

後期高齢者医療保険で受けられる給付

▶保険年金課後期高齢医療係

次のようなときで、医療費等の全額を自己負担した場合は、後日、窓口で申請することで、保険者が負担する額の払い戻しを受けることができます。

※広域連合が認めた場合に限られます。

申請に必要なもの（共通）		
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者証 本人名義の口座の確認ができるもの マイナンバーの確認ができる書類 		
こんなとき		申請に必要なもの
1	医師が必要と認めた、コルセットなどの治療用装具を購入したときや輸血の生血代など	治療用装具製作指示装着証明書 領収書
2	やむを得ない事情で被保険者証を提示できずに診療を受けたり、保険診療を扱っていない医療機関で診療を受けたとき	診療報酬明細書 領収書
3	医師が必要と認めた、はり師、きゆう師、あん摩・マッサージ・指圧師の施術を受けたとき	医師の同意書 施術料金領収書
4	医師の同意を得て、骨折・脱臼などで柔道整復師の施術を受けたとき	施術料金領収書
5	海外の医療機関で診療等を受けたとき（日本の保険の適用範囲内に限ります。）	診療内容明細書 領収明細書 翻訳文 調査に関わる同意書 パスポート
6	医師の指示により緊急、その他やむを得ない理由等があった移送されたとき	医師の意見書 領収書

葬祭費

▶保険年金課後期高齢医療係

葬儀を行った方（喪主等）の申請により葬祭費5万円を支給します。

必要なもの	亡くなった方の被保険者証 会葬礼状または葬儀の領収書（原本） 葬儀を行った方の口座番号がわかるもの 葬儀を行った方の本人確認書類
-------	---

※葬儀を行った日の翌日から2年以内に申請してください。

後期高齢者医療保険料

▶保険年金課後期高齢医療係

保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。保険料額は、被保険者が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。なお、所得に応じて軽減措置があります。保険料率については、2年ごとに見直され、東京都内で均一です。
※保険料決定通知書は、毎年7月に送付します。

保険料の納め方

▶保険年金課後期高齢医療係

納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りです。

●特別徴収（公的年金からの引き落とし）

公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が1回当たりの年金受給額の2分の1以下の方が対象です。

●普通徴収（納付書または口座振替による納付）

特別徴収の対象とならない方は、納付書や口座振替により納めていただきます。

※年度の途中で75歳になった方、転入してきた方は、一定期間普通徴収となります。

■口座振替のご利用について

特別徴収の方や納付書で納めている方は、お申込みにより口座振替に変更できます。

申込方法 （P14「市税の納付は口座振替で」を参照）

※特別徴収の対象となる方が口座振替に変更する場合は、「納付方法変更申出書」の提出が必要です。

▶収納課収納係

■ご利用いただける金融機関等は

後期高齢者医療保険料の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。
（P14「市税の納付は」を参照。「その他の納付方法」のうち、③地方税共通納税システムを除く。）

■納期後の納税は

（P15「納期後の納税は」を参照）

保険料のお支払いに困ったとき

▶保険年金課後期高齢医療係

災害等により大きな損害を受けたときなど特別な事情により、保険料の支払いが困難になった場合は、申請により保険料が減免となる場合があります。お早めにご相談ください。

温泉施設利用割引券を配布しています

▶保険年金課後期高齢医療係

温泉施設利用料金の一部を助成します。事前に、本人確認書類をお持ちになり、後期高齢医療係の窓口にご利用割引券の申請をしてください。

対象施設	・数馬の湯 檜原村 2430 TEL 042-598-6789
	・もえぎの湯 奥多摩町氷川 119-1 TEL 0428-82-7770
	・瀬音の湯 あきる野市乙津 565 TEL 042-595-2614
	・つるつる温泉 日の出町大久野 4718 TEL 042-597-1126
	・梅の湯 青梅市河辺町 10-8-1 河辺タウンビル B5・6階 TEL 0428-20-1026

国民年金

国民年金に加入する方

▶保険年金課保険年金係

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、必ず国民年金に加入することが必要となります。
加入種別によって加入手続きや保険料の納め方が異なります。

加入者	加入種別	加入手続き先	保険料
自営業・学生・自由業・無職などの方で20歳以上60歳未満の方	第1号被保険者	市役所 保険年金係窓口	自分で納めます。 定額保険料 月額 16,980円（令和6年度） 付加保険料 月額 400円（希望する方）
厚生年金に加入している会社員や公務員などで70歳未満の方（年金受給資格のある65歳以上は除く。）	第2号被保険者	勤務先	厚生年金保険料を納めます（給料から天引きされます。）。 （国民年金保険料は加入している年金制度から拠出されていますので、国民年金保険料として個別に納める必要はありません。）
第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方	第3号被保険者	配偶者の 勤務先	自分で納める必要はありません。 （第2号被保険者が加入する年金制度が負担します。）
①日本に住む60歳以上65歳未満の方 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていない65歳以上70歳未満の方 ③外国に住む日本国籍の20歳以上65歳未満の方	任意加入被保険者 （希望により加入）	①③市役所 保険年金係窓口 ②青梅年金事務所	自分で納めます。 定額保険料 月額 16,980円（令和6年度） 付加保険料 月額 400円（65歳未満の希望する方） （定額保険料にプラスして納めます。）

国民年金の手続き

▶保険年金課保険年金係

こんなとき	被保険者の種別	届出先
20歳になって、厚生年金に加入している配偶者に扶養されているとき	第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
会社などを退職したとき	第2号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の配偶者が会社などを退職したとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の方が、配偶者の被扶養者でなくなったとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金係窓口
第3号被保険者の方の配偶者が65歳になり、第2号被保険者でなくなったとき	第3号 → 第1号	市役所保険年金課窓口
会社などを退職し、第2号被保険者の配偶者の扶養になるとき	第2号 → 第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
会社などに就職し、厚生年金に加入したとき	第1号 → 第2号	勤務先で手続きをしてください。
厚生年金に加入している配偶者の扶養になるとき	第1号 → 第3号	配偶者の勤務先で手続きをしてください。
任意加入をするとき（60歳以上65歳未満の方）	任意	市役所保険年金係窓口
任意加入をするとき（65歳以上70歳未満の方）	任意	青梅年金事務所
日本人の方が海外に転出し、任意加入するとき	任意	市役所保険年金係窓口

国民年金 こんなとき こんな年金があります

▶保険年金課保険年金係

こんなとき	年金の名称
65歳になったとき	「老齢基礎年金」…国民年金保険料を納めた期間（第2号・第3号被保険者期間を含む。）や保険料免除期間などを合わせて10年以上ある方が原則として65歳から受けられます。
病気やけがで障害が残ったとき	「障害基礎年金」…国民年金加入中（保険料の納付要件あり）や20歳前に初診日（初めて医師の診察を受けた日）がある病気やけがによって、国民年金の障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合に受けられます（初診日が60歳以上65歳未満で、老齢基礎年金を受給されていない国内在住の方も対象となります。）。 ※20歳前に初診日がある場合は納付要件はありませんが、本人の所得による制限があります。
国民年金加入中などで亡くなったとき	「遺族基礎年金」…国民年金加入中の方（保険料の納付要件あり）、老齢基礎年金の受給資格期間が25年以上ある方などが亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」、「子」に、子が18歳に到達する年度末になるまで、または障害等級1級・2級の障害の状態にある子は20歳になるまで受けられます。

第1号被保険者（自営業の方など）の独自給付

▶保険年金課保険年金係

種類	支給要件	金額
付加年金	付加保険料（月額400円）を納めると、老齢基礎年金に上乘せされます。	200円×付加保険料を納めた月数
寡婦年金	第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）として、保険料納付済期間と免除等期間を合わせて10年以上（平成29年8月1日より前に亡くなった場合、25年以上の期間が必要）ある夫が65歳前に老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、夫に生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）が60歳から65歳になるまでの間、支給されます。	夫が65歳から受給できた老齢基礎年金の4分の3に相当する額（付加年金は除く。）
死亡一時金	第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）として国民年金保険料を36月以上納めている方が、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族が受けられる一時金です（配偶者、子が遺族基礎年金を受け取ることができるときは支給されません。）。	一時金の額 保険料を納めた期間に応じて 120,000円～320,000円
外国人の方のための 脱退一時金	年金の受給資格期間がないまま帰国された外国人の方を対象にした一時金です。国民年金保険料を納めた期間または厚生年金の加入期間が6か月以上あり、日本に住所を有しなくなった日から2年以内に請求を行えば、一時金が支給されます。	詳細は日本年金機構本部へお問い合わせください。 TEL（国内から）0570-05-1165 （国外から）81-3-6700-1165

第1号被保険者の保険料について

▶保険年金課保険年金係

1 保険料

定額保険料	月額 16,980円（令和6年度）
付加保険料	月額 400円

付加保険料を希望される場合、申請が必要です。付加保険料を納めた期間がある場合には、〔納めた月数×200円〕を年金額に上乗せして受けられます。

2 保険料の納め方

納付書（現金）で納付	毎月の保険料は翌月末日（納付期限）までに納めてください。 【納付場所】全国の銀行・郵便局・信用金庫・農協などの金融機関・コンビニエンスストア ※市役所の窓口では納めることができません。
納付書（現金）で前納	一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると保険料が割引されます。
口座振替で納付	通常の口座振替の振替日は翌月末日ですが、申し出により「早割（当月末日振替）」にすると1か月あたり50円割引があります。
口座振替で前納	2年度分（4月分から翌々年3月分）、1年度分（4月分から翌年3月分）または6か月分（4月分から9月分または10月分から翌年3月分）の保険料をまとめて前払いすると、納付書（現金）で前納するより割引が多くなります。 ※口座振替の申込み 【申込窓口】市役所保険年金係窓口、青梅年金事務所、金融機関 【必要書類】①本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等） ②年金手帳または納付書 ③預金通帳 ④預金通帳届出印
クレジットカードで納付	毎月納付のほかに2年前納・1年前納・6か月前納も利用できます。ただし「早割」は利用できません。申込窓口は市役所保険年金係窓口、青梅年金事務所です。
電子納付	インターネットなどを利用して保険料を納付することができます。Pay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して納めることができます。ご利用の金融機関にお問い合わせください。
スマートフォン決済アプリで納付	納付書のバーコードをスマートフォン決済アプリで読み取って納めます。

保険料の納付が困難なときは

▶保険年金課保険年金係

第1号被保険者で保険料の納付が困難なときは免除制度等があります。

①申請免除制度

保険料の納付が困難なときは、「申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」それぞれの所得などが定められた基準を超えない場合、申請して承認されると、保険料の全額または一部が免除されます。

※退職〔失業〕等による特例免除があります。詳しくはお問合せください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で「申請者本人」、「申請者の配偶者」それぞれの所得などが定められた基準を超えない場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます。

③学生納付特例制度

学生本人の所得などが定められた基準を超えない場合は、申請して承認されると保険料の納付が猶予されます（学生証をお持ちください）。次年度以降も学生納付特例を希望される場合、申請は毎年度必要となります。

※対象となる学校…大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校など（一部対象外の学校があります。）

④法定免除制度

生活保護法による生活扶助を受けているとき、障害年金（1級・2級）を受けているときなど届出により保険料の全額が免除されます。

※①～④の制度の詳細はお問い合わせください。

※①～③の制度は、過去の期間について申請日より原則2年1か月までさかのぼって申請できます。

産前産後保険料免除制度

▶保険年金課保険年金係

第1号被保険者が産前産後期間の届出をすると、出産予定月または、出産月の前月から4か月分（多胎妊娠の場合は出産予定月または、出産月の3か月前から6か月分）の国民年金保険料が免除されます。

※出産予定日の6か月前から届出ができます。

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩（早産、死産、流産された人を含む。）をいいます。

健康

健康増進法に基づく保健事業

▶健康課健康管理係

■健康手帳の交付

40歳以上の希望者に交付します。自分の健康状態を記録し、健康管理と適切な医療の確保などにお役立てください。

■健康教育

心身の健康についての自覚を高め、生活習慣病予防等に関する知識を普及するための指導及び教育を行っています。

■健康相談

心身の健康に関して相談に応じ、指導及び助言を行っています。

■機能訓練（小地域での健康づくり）

心身の機能を維持し、より健やかな生活を送れるようにするための活動を地域で行っています。詳しくは、保健センターへお問い合わせください。

■訪問指導

40歳以上65歳未満で療養上の相談を希望される方で、健康相談の利用が困難な方に対して、保健師が訪問し指導及び助言を行います。

※65歳以上の方については、介護予防の観点から、地域支援事業において実施されます。

がん検診

▶健康課健康管理係

■胃がん検診

35歳以上の方及び前回の検診からおおむね1年以上過ぎている方を対象にバリウム投写によるレントゲン撮影を行っています。

■肺がん検診

35歳以上の方及び前回の検診からおおむね1年以上過ぎている方を対象に、X線撮影及び喀痰による検診を行っています。特に喫煙する方の受診をおすすめします。

■乳がん検診

40歳以上の女性を対象にマンモグラフィ等による検診を行っています。2年に1回受診できます（一部自己負担金がかかります。）。

■子宮頸がん検診

20歳以上の女性を対象に細胞採取及び細胞検査を行っています。2年に1回受診できます。

■大腸がん検診

35歳以上の方を対象に、便潜血検査による大腸がん検診を行っています。

■前立腺がん検診

50歳以上の男性を対象に、血液検査による前立腺がん検診を行っています。

■口腔がん検診

40歳以上の方を対象に、視触診及び組織染色法を用いた口腔がん検診を行っています。

胸部レントゲン検査

▶健康課健康管理係

35歳以上の方を対象に胸部のレントゲン撮影を行っています。

骨密度測定健診

▶健康課健康管理係

40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象にX線による第2中手骨密度測定を行っています。

成人歯科健康診査

▶健康課健康管理係

40・50・60・70歳の方を対象に歯科健康診査を行っています。歯周病疾患の早期発見・治療に努め、歯の健康を守りましょう。

成人健康診査

▶健康課健康管理係

■特定健康診査

国民健康保険に加入している、40歳～74歳の方を対象に行っています。

※特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設に入居している方は制度上健康診査の対象とはなりません。

■若年健康診査

30・35歳で健診を受ける機会がない方を対象に行っています。

■無保険者健康診査

健康保険に加入できない40歳以上の方を対象に行っています。

後期高齢者健康診査

▶健康課健康管理係

75歳以上の方（65歳以上の障害認定の方を含む。）は生活習慣病の早期発見と介護予防のために、広域連合の委託を受けて市が健診を行います。また、市独自の健診項目も実施します。

※特別養護老人ホームや養護老人ホーム等の施設に入居している方は制度上健康診査の対象とはなりません。

高齢者歯科健康診査

▶健康課健康管理係

65歳以上（70歳を除く）の方を対象に、歯科健康診査を行っています。歯周病疾患の早期発見・治療に努め、歯の健康を守りましょう。

高齢者予防接種

▶健康課健康管理係

■高齢者インフルエンザ予防接種

満65歳以上の方等でインフルエンザ予防接種を希望する方に対して、一部自己負担により市内指定医療機関で実施しています。(接種回数1回)

■高齢者肺炎球菌予防接種

65歳の方等で、高齢者肺炎球菌予防接種を希望する方に対して、一部自己負担により市内指定医療機関で実施しています。(接種回数1回)

※過去に肺炎球菌の予防接種を受けたことがある方は対象外となります。

休日の急病は

▶休日診療所 TEL 552-0099

休日における急病患者の診療事業を実施するために診療所を開設しています。

■内科(昼間)診療所

開催日	毎週日曜日・祝日
開設場所	保健センター
診察時間	午前9時～正午、午後1時～5時

■内科(準夜)診療所

診察時間	午後5時～10時
------	----------

■歯科休日診療所

開設時間	午前9時～正午、午後1時～5時
------	-----------------

※内科(準夜)診療所と歯科休日診療所の開設場所は毎回変わります。詳しくは15日発行の「広報ふっさ」をご覧ください。

※内科診療所(昼間及び準夜)の受付は診療時間終了の15分前までです。

24時間医療機関案内

夜間や休日に診察可能な医療機関の案内などを24時間行っています。

■医療機関・薬局公的検索システム「医療情報ネット」

全国の医療機関、薬局の検索ができます。

(アドレス)

<https://www.iryuu.teikyouseido.mhlw.go.jp>

※多言語翻訳(英語、中国語、韓国語)音声読み上げに対応しています。

■東京消防庁救急相談センター

「救急車を呼ぶべきかどうかの判断に迷った」「病院に行きたいけれども診てくれる病院がわからない」といった相談

【24時間】

(携帯電話・PHS・プッシュ回線から) #7119

(ダイヤル回線から) TEL 042-521-2323

■知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ

身近な事例を取り上げた物語を使い、医療情報を分かりやすく紹介しています。

(アドレス)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/inavi/>

(携帯)

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/inavi//k/>

■東京都子ども医療ガイド

子どもの病気やけがの対処のしかた、子育てアドバイス等を行っている情報サイトです。

(アドレス ※携帯共通)

<https://www.guide.metro.tokyo.lg.jp/>

子育て

妊娠したら

母子健康手帳

▶子ども家庭センター課母子保健係

子ども家庭センターに妊娠の届出をした方には「母と子の保健バッグ」を差し上げます。この中には、母子健康手帳と、妊娠・出産・育児に関する手引書や妊婦健康診査受診票などが入っています。母子健康手帳はお母さんと子どもの健康の記録として長く使用するものです。内容については、子ども家庭センターへお問い合わせください。

出産・子育て伴走型支援事業

▶子ども家庭センター課母子保健係

すべての妊婦さんと子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、身近で相談に応じ支援につなぐ「伴走型相談支援」と「経済的支援」を一体的に行っています。妊娠届出時面談を受けた妊婦さんに、出産応援ギフト・産後新生児訪問等面談を受けた保護者に、子育て応援ギフトを差し上げます。詳細は、子ども家庭センターへお問い合わせください。

パパママクラス

▶子ども家庭センター課母子保健係

お父さんお母さんになる方を対象とした教室です。助産師、栄養士、歯科医師、保健師等が妊娠、出産・子育てなどについてお話しします。実施日、時間などは子ども家庭センターへ直接お問い合わせください。

妊婦健康診査

▶子ども家庭センター課母子保健係

子ども家庭センターに妊娠届を出したときに交付された母と子の保健バッグの中に「妊婦健康診査受診票」が入っています。この受診票により、妊娠中に14回、都内の契約医療機関等で診察などの費用が一部助成されます。
(多胎妊娠の方は、産後申請すると追加で5回分の費用が一部助成されます。)

里帰り等妊婦健康診査費助成金制度

▶子ども家庭センター課母子保健係

里帰り等で妊婦健康診査受診票が使用できない医療機関等で妊婦健康診査を受診した方で受診日に市内に住所を有する方は、妊婦健康診査費助成金が申請により交付されます。

出産するにあたって

▶子ども家庭センター課子ども家庭支援係

〈入院助産制度〉
出産にあたり、保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院または助産所へ入院できない方に対し、児童福祉法による指定を受けた病院、助産所での出産費用を助成する制度です。ご相談ください。

赤ちゃんが生まれたら

出生届

▶総合窓口課総合窓口係

生まれた日を含めて14日以内に、父母の本籍地、届出人の所在地、出生地のいずれかの市区町村に、出生証明書、母子健康手帳、国民健康保険証(加入者のみ)、本人確認書類を持参のうえ、出生届を提出してください。

妊産婦・新生児訪問指導

▶子ども家庭センター課母子保健係

妊婦や産後のお母さんの心や身体の相談、お子さんの発育や育児等、助産師や保健師が家庭を訪問し相談に応じます。母子健康手帳交付時にお渡しする「出生通知票」を出生届とともに総合窓口課に提出してください。後日、子ども家庭センターよりご家庭に連絡し、助産師等が家庭訪問をします。

児童手当

▶子ども育成課手当助成係

お子さんの出生後、申請ができます。中学校修了前までの児童を養育している方に支給します。(P31「各種手当」を参照) ※R6年10月分以降の手当より、対象等拡充予定。

乳幼児の医療費助成(㊤医療証)

▶子ども育成課手当助成係

小学校就学前の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額を助成します(入院時食事代等を除く。)

育成医療費助成事業

▶子ども育成課手当助成係

18歳未満の児童で一定の機能障害があり、手術等により、障害の改善が見込まれる方に対し、保険診療の自己負担分を助成します。ただし、1割は本人負担です。
(所得に応じた自己負担上限額及び所得制限有)

乳幼児健康診査・すくすく歯科健診

▶子ども家庭センター課母子健康係

■乳幼児健康診査

お子さんの健やかな成長のための健康診査です。内容は身体測定、診察、栄養相談などです。生後3か月児、6か月児、9か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しています。

■すくすく歯科健診(乳幼児歯科健康診査)

3歳11か月までのお子さんが対象です。歯科相談も受けられます。

育児相談・離乳食教室・すくすくベビークラス

▶子ども家庭センター課母子保健係

■育児相談

保健師、助産師、栄養士による身体測定や母乳・栄養相談、育児の相談を実施しています。

■離乳食教室

乳幼児とお母さんなどを対象に離乳食の作り方、食べさ方などを学べる楽しい教室です。

■すくすくベビークラス

赤ちゃんとの生活についてのお話、ふれあい遊びなど、他のお母さんとも交流できる教室です。

予防接種

▶健康課健康管理係

■個別接種

ロタウイルス	●ロタリックス 出生6週後から24週後までに2回接種 ●ロタテック 出生6週後から32週後までに3回接種 ※ワクチンにより接種回数異なります。
B型肝炎	生後から1歳未満の間に3回接種
ヒブ・小児用肺炎球菌	●ヒブ 2か月から5歳未満の間に4回接種 ●小児用肺炎球菌 2か月から5歳未満の間に4回接種 ※ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンは、接種を開始した年齢により接種回数異なります。
四種混合	2か月から7歳6か月未満の間に4回接種
水痘	1歳から3歳未満の間に2回接種
MR（麻しん・風しん混合）	●1期（1回接種）1歳から2歳未満 ●2期（1回接種）5歳から7歳未満の年長時期
麻しんと風しん（単独接種）	●1期（1回接種）1歳から2歳未満 ●2期（1回接種）5歳から7歳未満の年長時期 ※麻しんまたは風しんに罹患（かかった）したことが明らかな場合は、罹患していない方のワクチンを用いても麻しん・風しん混合ワクチン（MR）を使用しても差し支えありません。
二種混合	11歳から13歳未満
日本脳炎	●1期：6か月から7歳6か月未満の間に3回接種 ※3歳未満で日本脳炎ワクチンを接種する場合は、ワクチンの量が0.25mlとなりますので、ご注意ください。 ●2期：9歳から13歳未満の間に1回接種 ※以下の生年月日に該当する方は、積極的勧奨を差し控えていたことにより、特例定期接種対象者になります。 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方は、20歳未満の間に不足回数分を接種することができます。
HPV（子宮頸がん予防ワクチン）	小学6年生から高校1年生相当の女子…3回接種を行います。 ※平成9年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた方は、積極的勧奨を差し控えていたことにより、令和7年3月31日までの間は、不足回数分を接種することができます。

■集団接種

BCGは集団接種です。指定した日時に保健センターで受けることができます。

BCG	標準的接種期間：5か月から8か月未満（接種は1歳未満まで可能です。）1回の接種で完了です。
-----	---

■福生市予防接種・子育て健康ナビ（アプリ）

福生市の予防接種、乳幼児健診などの子育て情報を提供するサービスです。お子さんに合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせします。

産後ケア事業

▶こども家庭センター課母子保健係

産後、支援が必要なママ・パパ・赤ちゃんに対し、助産師等が宿泊・通所・訪問にて産婦の心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう産後の生活を支援します。詳細は、こども家庭センターへお問い合わせください。

産前・産後支援ヘルパー事業

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

妊娠中から出産後体力が回復するまでの間、育児や家事援助などが必要な家庭にヘルパーを派遣します。

対象	市内在住で母子健康手帳を取得してから出産後6か月以内（多胎出産は1年以内）の家庭
内容	簡単な食事の支度や下準備、衣類の洗濯や掃除等の家事援助、沐浴の介助や健診等の付添い等の育児援助
利用回数	1日4時間以内（1日の派遣回数は2回まで）
利用時間	午前8時～午後7時（1時間単位）
利用料	1時間につき700円
利用申込み	母子健康手帳を持参にうえ、こども家庭センターへ直接お申込みください。 利用料は当日ヘルパーにお支払いください。

乳幼児ショートステイ

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

保護者が病気、出産、看護、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等で一時的に養育することができないとき、短期間お子さんをお預かりします。

対象	市内在住で生後57日から小学校就学前の乳幼児
利用期間	1回につき原則として7日以内
利用施設	社会福祉法人「東京恵明学園」
利用料	1日につき宿泊保育4,000円 日中保育3,000円～4,000円

ファミリー・サポート・センター

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

育児の援助を行える方（提供会員）と育児の援助を受けたい方（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子育てをする会員組織（有償ボランティア）です。

提供会員	市内在住の心身とも健康な20歳以上の方で、センターで行う講習会を修了した方
依頼会員	市内在住または在勤し、生後57日から小学校6年生までの児童の保護者で育児の援助を必要とする方
問合せ	福生市福祉センター1階 (社)福生市社会福祉協議会内 ファミリーサポートセンター TEL 510-0904

保育園

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保育園は保護者が仕事や病気などの理由によってお子さんを家庭で保育できないときに、保護者にかわって保育をする施設です。

■入園の条件

保育園に入園できる児童は、保護者がいずれかの事情にある場合です。

- ・就労（3日以上かつ1日4時間以上就労）
- ・母の出産（出産予定月とその前後2か月間の入園。多胎児の場合は、出産予定月とその前後3か月間の入園）
- ・疾病・障害または家族の介護・看護
- ・求職中（3か月間の入園）、就学、災害の復旧等

■認可保育園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
東福保育園	福生209	105	551-0734	生後57日から
若葉保育園	熊川1430	100	551-2955	生後3か月から
加美平保育園	加美平4-1-1	115	551-5491	生後57日から
福生杉ノ子保育園	志茂47-3	130	551-9175	生後57日から
杉ノ子第二保育園	南田園3-4-2	130	551-9305	生後57日から
杉ノ子第三保育園	熊川373-1	140	551-8446	生後57日から
弥生保育園	加美平3-37-13	100	552-1036	生後57日から
福生保育園	福生1058-11	80	551-0152	生後57日から
すみれ保育園	福生959-8	104	513-3410	生後57日から
熊川保育園	熊川597-1	80	551-0632	生後57日から
わらべつくし保育園	南田園1-4-12	90	539-1551	生後57日から
ありんこ保育園	加美平1-17-7	41	551-2032	生後57日から

■認定こども園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
牛浜こども園	牛浜121-4	保育園60 幼稚園6	552-1693	生後57日から
不動の森こども園	福生2143-11	保育園82 幼稚園6	551-5811	生後57日から

■小規模保育園一覧表

保育所名	所在地	認可定員	電話番号	受入年齢
ちゃいれっく福生駅前保育園	東町4-8	19	551-8823	生後43日から2歳

認証保育所利用助成

▶子ども育成課保育・幼稚園係

認証保育所を利用されている方で、認可保育園より高い保育料を支払っている場合、お子さんが認可保育園に入園した場合の保育料と、認証保育所の保育料との差額を助成します。

対象	次のいずれにも該当する方です。 ①福生市民である。 ②お子さんが認証保育所に通所している。 ③保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない要件がある。 ④認可保育園よりも高い保育料を支払っている。
申込み	認証保育所との利用契約時に認証保育所利用助成に関する同意欄に署名していただきます。
問合せ	子ども育成課保育・幼稚園係（TEL 551-1780）

休日保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

日曜または祝日に保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	市内在住の生後57日から小学校入学前のお子さんまたは市内の保育園に通園している市民以外のお子さんで休日に保育を必要とする場合
利用日時	日・祝日（年末年始を除く。） 午前7時30分～午後6時30分
実施園	杉ノ子第二保育園 （南田園3-4-2 TEL 551-9305） すみれ保育園 （福生959-8 TEL 513-3410）
保育料	認可保育園、認可こども園、小規模保育園及び認証保育所を利用しているお支払は別途保育料はかかりません。（弁当は持参） 上記以外の方は、各保育園にお問い合わせください。
その他	①初めて利用する方は、事前に面接が必要です。 ②お弁当、おむつ、ふとん等用意するものは、面接時に保育園から説明します。 ③予約状況によって利用できないこともあります。

年末保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

認可保育園が休園となる12月29日から31日までの間、保護者が仕事などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんをお預かりします。

対象	市内在住の生後57日から小学校入学前のお子さんと保護者のいずれもが仕事・出産・看護等により、家庭で保育できない要件があるお子さん
利用日時	12月29日～31日 7時30分～18時30分 ※12月31日は13時まで
実施園	すみれ保育園 （福生959-8 TEL 513-3410）
保育料	児童一人につき1日2,700円（おやつ代込み） ※昼食は各自でご用意ください。
その他	①定員は先着6～10人※お預かりするお子さんの年齢によって異なります。 ②詳細は11月ごろ、広報等でお知らせします。

病児保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

お子さんが風邪やインフルエンザなど病気にかかったとき、医療機関併設の病児保育室で看護師と保育士がお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月から小学校6年生である。 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。(当日受診可)
曜日・時間	月～金曜日 (祝日、8月のお盆休み、年末年始を除く。) 午前8時～午後6時
実施施設	病児保育室 あんず(牛浜8 TEL 513-4158) ※しみず小児科・内科クリニック併設
保育料	保育料 市民の方 1日1,000円 市民以外の方 1日2,000円 (弁当・おやつは持参) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合があります。
その他	①定員は1日6人です。 ②利用する前に電話にて事前に予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。

病後児保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

お子さんが病気の回復期にあり、まだ集団生活に戻るには心配であり、あと何日かどこかで見てほしい、そんなお子さんをお預かりします。

対象	次のいずれにも該当するお子さん ①生後6か月から小学校6年生である。 ②保護者が就労、傷病、冠婚葬祭等の社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育が一時的に困難である。 ③医師の診察を受けている。
曜日・時間	月～金曜日(祝日、年末年始を除く。) 午前8時～午後6時
実施園	福生保育園(福生1058-11 TEL 530-2072)
保育料	保育料 市民の方 1日1,000円 市民以外の方 1日2,000円 (給食・おやつ代は別途350円) ※申込み時にお支払いください。 ※市民の方の保育料は、保護者の状況により免除となる場合もあります。
その他	①定員は1日4人です。 ②利用する前に電話にて事前予約をしてください。 ③当日、申込書を提出してください。 ④市民が優先利用できることとし、空きがある場合には市民以外の方も受入れます。 ※キャンセルは早めにご連絡ください。 ※症状により利用できない場合もありますので、実施園へ確認してください。

一時預かり

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保護者の病気や心身のリフレッシュなどで一時的に家庭で保育することができないときにお子さんをお預かりします。なお、状況によって利用できないこともあります。

保育日	月～金曜日(祝日、年末年始を除く。)の週3日以内
時間	午前7時～午後6時(8時間以内)
実施園	市内の認可保育園、認定こども園、小規模保育園
対象	小学校入学前のお子さん(市民のみ)
保育料	1日2,500円 半日1,250円(4時間未満)
申込み	事前に面接・申込みが必要です。各保育園へお問い合わせください。

定期利用保育

▶子ども育成課保育・幼稚園係

保護者が仕事・出産・介護などの理由により、家庭で保育できない場合、お子さんを最大で年度内1年間継続的にお預かりします。また、進級の際には保育園を優先利用できるよう配慮します。なお、状況によって利用できないこともあります。

保育日	月～土曜日(祝日、年末年始を除く。)
時間	午前7時～午後6時(延長保育も利用可)
実施園	すみれ保育園
対象	原則1歳児クラス 保護者が仕事等により家庭で保育できない方
保育料	認可保育園と同様に所得等に応じた額
必要書類	申込書・就労証明書等 ※通常の保育園入園申込みと同じ
申込み	必要書類をそろえて、市へお申込みください。

私立幼稚園の入園

▶子ども育成課保育・幼稚園係

市内には私立幼稚園が4園あります。募集要項、費用などの詳しいことは、直接、各幼稚園へお問い合わせください。

■私立幼稚園一覧表

幼稚園名	所在地	電話番号
牛浜幼稚園	熊川960	551-3159
聖愛幼稚園	熊川490	551-3928
清岩院幼稚園	福生509	551-0341
福生多摩幼稚園 ※休園中	福生1276	551-4429

私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金

▶子ども育成課保育・幼稚園係

市内在住(住民登録のある方)で、私立幼稚園等に通園する園児の保護者に対し保育料及びその他納付金の一部を補助する制度です。

交付は10月と3月の年2回です。

※申請書は各幼稚園を通して配布しますが、届かない場合は子ども育成課保育・幼稚園係までお問い合わせください。

ひとり親家庭などのために

ひとり親家庭相談

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

母子及び父子家庭の方を対象に経済上の問題、お子さんの養育や就学・就職の問題、その他生活上の悩みなどの相談に応じます。

相談日	毎週月～金曜日及び、第2・第4土曜日（祝日・年末年始は除く。） 午前9時～午後4時 （相談が重なることがありますので、あらかじめ電話等でご予約ください。）
場所	こども家庭センター
相談員	母子・父子自立支援員
問合せ	TEL 539-2555

東京都母子及び父子・女性福祉資金

▶こども家庭センター課こども家庭支援係

都内に6か月以上住み、20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、12種類の資金を無利子または低利子でお貸しします。

また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸しします。

■資金の種類

修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金、事業開始資金、事業継続資金

ひとり親家庭等の医療費助成（医療証）

▶子ども育成課手当助成係

ひとり親家庭等（母子・父子家庭、母または父に重度の障害がある家庭等）に対して、健康保険が適用される医療費の自己負担額（一部本人負担の場合あり）を助成します。

対象	ひとり親家庭の母または父、両親がいない児童などを養育している養育者、ひとり親家庭の児童（所得制限があります。）
----	---

教育

小・中学校の入学

▶学務課学務・給食係

小・中学校に入学するときは、その年の1月下旬ごろまでに、教育委員会から入学通知書を送ります。新入学児童は、前年4月2日から本年4月1日までの間に満6歳に達する児童です。

また、新しく小学校へ入学するお子さんのいる保護者あてに、前年の10月末日までに「就学時健康診断通知書」を送ります。次の場合は、学務課学務・給食係へご連絡ください。

- ・「入学通知書」が届かないとき
- ・国公立または私立の小・中学校、特別支援学校等へ就学する場合
- ・病気、発育不全などで就学義務の猶予・免除を希望するとき
- ・外国人で入学を希望するとき

転校手続き（転入、転出、市内転居）

▶学務課学務・給食係

転入	総合窓口課で転入の手続きをしてください。「転（編）入学通知書」を交付します。次に、この「転（編）入学通知書」と前に在学していた学校からの転校書類（在学証明書、教科書給与証明書等）を添えて、入学する指定学校へ提出してください。
転出	総合窓口課で転出の手続きをしてください。「転学通知書」を交付します。この「転学通知書」を在学している学校へ提出し、転学書類を受け取り転出先の市区町村で転入手続きをしてください。
市内転居	総合窓口課で市内転居の手続きをしてください。「転学通知書」と「転（編）入学通知書」を交付します。まず「転学通知書」を在学している学校へ提出し、転校書類の交付を受けてください。次に入学する指定学校へ「転（編）入学通知書」とともに提出してください。

特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の就学

▶学務課学務・給食係

■特別支援学級

個々の児童・生徒に応じた指導計画に基づく教育活動を展開しています。

小学校特別支援学級	種別
福生第一小学校 ひまわり学級	（固定学級）知的障害
福生第二小学校 くまがわ学級	（固定学級）知的障害
福生第六小学校 かめのご学級	（固定学級）自閉症・情緒障害
福生第七小学校 ことばの教室	（通級指導学級）言語障害
福生第三小学校（拠点校）	（特別支援教室）情緒障害等
福生第一小学校	
福生第四小学校	
福生第六小学校	
福生第五小学校（拠点校）	
福生第二小学校	
福生第七小学校	

中学校特別支援学級	種別
福生第一中学校 8組	（固定学級）知的障害
福生第一中学校 9組	（固定学級）自閉症・情緒障害
福生第一中学校	（特別支援教室）情緒障害等
福生第二中学校	
福生第三中学校（拠点校）	

教育相談

▶教育相談室

子どもの教育上の問題（学業不振や不登校、情緒面の課題など）や、就学についての相談をおこなっています。相談は予約制ですので、あらかじめ電話などで申し込んでからお越しください。

相談日時	毎週月～土曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前8時30分～午後5時15分
場所	子ども応援館 北田園 2-5-7
相談員	専任教育相談員、心理相談員
申込み	教育相談室 TEL 551-7700

学童クラブ

▶子ども政策課子ども政策係

学童クラブとは、保護者の就労等により、放課後家庭で適切な育成を受けられない小学生を対象に、遊びや生活の場を設け、健全な育成を図る事業です。

育成時間	月～金曜日…下校時～午後6時 土曜日及び学校が休みの期間 …午前8時30分～午後6時
延長育成時間	午前8時～8時30分、午後6時～7時

※すべての学童クラブで延長育成（有料）を実施しています。詳細は各クラブへお問い合わせください。

※武蔵野台・熊川・田園は午前7時30分から及び、午後8時までの延長育成があります。

■学童クラブ一覧

クラブ名	目安となる小学校	所在地	電話
武蔵野台	第一・第六小学校	武蔵野台1-12-2	551-6732
臨時スマイル	第一小学校	福生1055	551-1120
たんぼぼ	第二小学校	熊川559-1	552-0717
臨時第2たんぼぼ	第二小学校	熊川623	553-9402
熊川	第二・第三小学校	熊川1143-1	539-1587
臨時さくら	第三小学校	牛浜162	552-8255
わかざり	第四小学校	福生1280-1	551-8165
臨時ゴッチ	第五小学校	南田園1-2-2	552-0445
亀の子	第六小学校	加美平1-20-6	552-0446
臨時第2亀の子	第六小学校	加美平1-9-1	553-2811
田園	第五・第七小学校	南田園3-6-1	553-3756
臨時第2田園	第七小学校	北田園1-1-1	551-4690

ふっさっ子の広場

▶子ども政策課子ども政策係

市内の小学生が放課後に小学校内の施設や校庭を利用し、安全な見守りの中で、子どもが安心してすごせる「学び・体験・交流」の場です。市内全小学校において実施しています。広場への参加には登録が必要となりますので、登録の方法については各広場にお問い合わせください。

実施日	月～金曜日の放課後 （祝日、年末年始などを除く。）
-----	------------------------------

詳しい実施日や実施時間は、毎月各小学校で配られる「おたより」をお読みください。

■ふっさっ子の広場一覧

広場名	場所	電話（広場直通電話）
一ふっさっ子の広場	福生第一小学校内	530-2320
二ふっさっ子の広場	福生第二小学校内	530-7751
三ふっさっ子の広場	福生第三小学校内	551-0528
四ふっさっ子の広場	福生第四小学校内	530-2234
五ふっさっ子の広場	福生第五小学校内	551-5068
六ふっさっ子の広場	福生第六小学校内	551-4581
七ふっさっ子の広場	福生第七小学校内	551-9381

教育費用の援助（就学援助）

▶学務課学務・給食係

小・中学生がいるご家庭で、経済的に困りの場合は、学用品費、修学旅行費等を市で援助しています。申請に基づき、要綱に定められた基準により認定された場合に適用となります。

義務教育就学児の医療費助成（㊦医療証）

▶子ども育成課手当助成係

小学1年生から中学3年生の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事代等を除く。）を助成します。ただし、通院（調剤を除く。）1回当たり200円（上限額）の自己負担があります。

高校生等の医療費助成（㊧医療証）

▶子ども育成課手当助成係

高校1年生～3年生相当の児童を養育している方に、健康保険が適用される医療費の自己負担額（入院時食事代を除く。）を助成します。ただし、通院（調剤を除く。）1回当たり200円（上限額）の自己負担があります。

入学資金融資

▶教育総務課教育総務係

大学、短大、高校、専門学校などに入学される方の保護者で、入学時納入金を一括で納入することが困難な方に対し、市の指定する金融機関に融資をあっ旋します。

申込資格は次のとおりです。

- ・市内に引き続き1年以上住所を有すること
- ・総所得金額が一定の基準以下であること
- ・市税を滞納していないこと
- ・市の指定する金融機関が指定する保証会社の保証を受けられること
- ・この入学資金以外に同種の資金の融資を受けていないこと

融資限度額	120万円
償還期間	4年以内（措置期間を含む。）

中学校卒業程度認定試験

▶文部科学省生涯学習推進課 TEL 03-5253-4111 (代)

▶東京都教育庁地域教育支援部義務教育課

TEL 03-5320-6752

病気などで中学校を卒業できなかった方のために、国が行う試験があります。

※文部科学省ホームページで受験案内を掲載しています。

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/index.htm

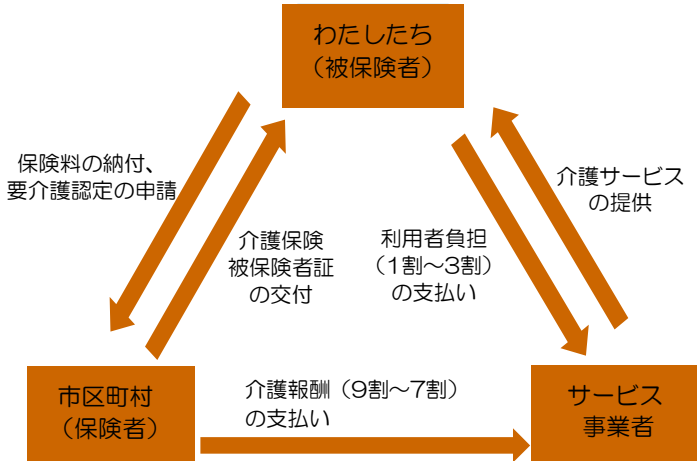
高齢者

介護保険

介護保険のしくみ

▶介護福祉課介護保険係

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、サービスを利用できる制度です。住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、社会全体で支えあうしくみです。



地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点です（P35を参照）。

介護保険に加入する方

▶介護福祉課介護保険係

65歳以上の方→第1号被保険者

介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。
被保険者証…65歳以上の皆さんに交付されます。

40歳から64歳の方→第2号被保険者

（医療保険に加入している方が対象です。）
老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された場合、介護サービスを利用できます。
特定疾病には脳血管疾患等、16疾病が指定されています。

被保険者証…要支援・要介護の認定を受けた方や希望して交付の申請をした方に交付されます。

介護保険料について

▶介護福祉課介護保険係

65歳以上の方

被保険者の介護サービスにかかる費用総額に応じて、保険料の基準額が決まります。その基準額をもとに所得に応じた段階別の保険料が決まります。保険料の納め方は、年金額によって2種類に分かれます。

•年金額が年額18万円以上の方

特別徴収 年金受給（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

•年金額が年額18万円未満の方

普通徴収 送付される納付書類に基づき、介護保険料を個別に納めます。（年8回）

年度途中で65歳になった方や、他の市区町村から転入してきた方などは、普通徴収による納付となります。その場合特別徴収の開始は翌年度以降となります。

40歳から64歳の方

加入している医療保険の計算方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

•国民健康保険に加入している方

保険料は所得などによって決められ、世帯ごとに世帯主が納めます。

•職場の医療保険に加入している方

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

保険料を納めないでいると、以下のような措置がとられます。

•1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割～7割）が支払われます。

•1年6か月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります（差し止めた分から滞納保険料を控除する場合があります。）。

•2年以上滞納すると

利用者負担が3割～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

介護サービスの利用手順

▶介護福祉課介護保険係

介護保険のサービスを利用するためには、介護が必要な状態（要介護または要支援状態）であると認定を受けることが必要です。

①申請

本人または家族が、地域包括支援センターまたは市の担当窓口にて要介護認定の申請をします。本人または家族が申請に行けない場合には、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。

②認定調査

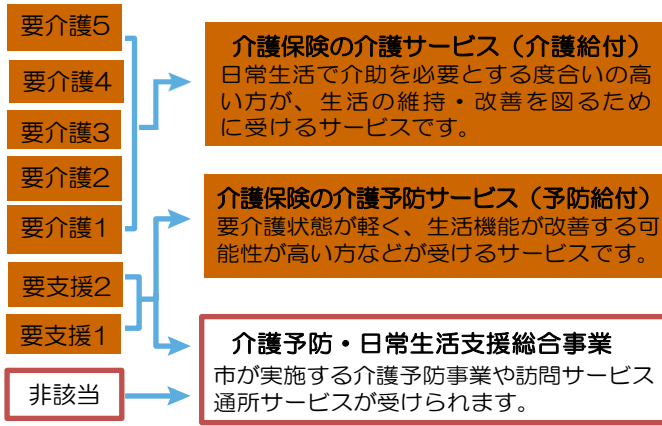
要介護認定調査員が訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書を作成してもらいます。

③審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どの程度の介護が必要なのかを判定します。

④認定・通知

必要な介護の度合いに応じて、8つの区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。



⑥介護サービス計画の作成

どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、介護サービス計画や介護予防サービス計画を作ります。

⑥サービスの利用

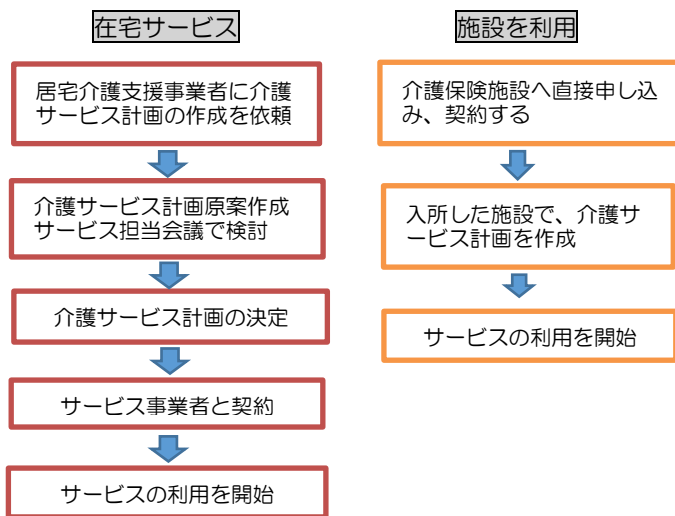
介護（介護予防）サービス計画に基づいてサービスを利用します。

要介護1～5の方は

▶介護福祉課介護保険係

要介護1～5の認定を受けた方は、認定結果をもとに居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。介護サービス計画に基づいたサービスを利用します。
 ※介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。

利用の流れ



利用できるサービス

在宅サービス

- 訪問介護（ホームヘルプ）
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 福祉用具貸与
- 住宅改修費支給
- 短期入所生活／療養介護（ショートステイ）
- 特定施設入居者生活介護
- 通所リハビリテーション（デイケア）
- 居宅介護支援
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 通所介護（デイサービス）
- 特定福祉用具販売

地域密着型サービス

- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型通所介護

※原則として他の市町村の介護サービスは利用できません。

施設サービス

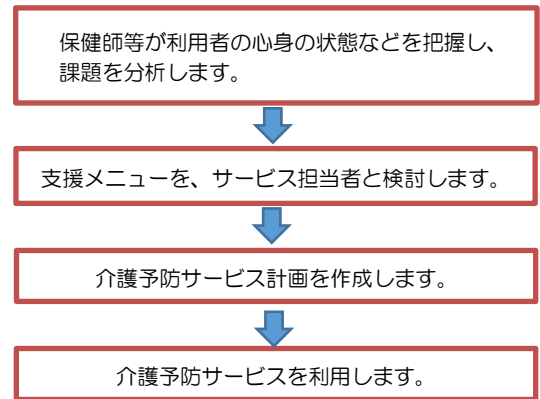
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設（老人保健施設）
- 介護医療院

要支援1、2の方は

▶介護福祉課介護保険係

要支援1、2の認定を受けた方は、介護保険の介護予防サービスを利用することになります。このサービスは、地域包括支援センターなどの介護予防支援事業者で介護予防サービス計画を作成し、それに基づいて利用します。

※介護予防サービス計画の作成には利用者負担はありません。



（P35「地域包括支援センター」を参照）

介護サービスの利用料

▶介護福祉課介護保険係

利用者負担について

介護サービスを利用したときの利用者負担は、サービスにかかった費用の1割（所得の高い方は2割または3割）です。要介護状態区分に応じた上限（支給限度額）を超えてサービスを利用するときは、超えた分は全額自己負担となります。

施設サービスを利用する場合

- 施設サービス費の1割～3割
 - 食費
 - 居住費
 - 日常生活費のそれぞれが利用者負担となります。
- ※短期入所サービスと通所サービスの食費、居住費も全額利用者負担となります。

利用者負担額が高額になったときは

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として支給されます。

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったときは

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担額が一定の限度額を超えたときは、申請により「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

介護保険相談

▶介護福祉課介護保険係

介護保険に係る利用者及び家族等からの各種相談に応じています。

相談日	毎週月・火・木・金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時～午後4時
場所	市役所1階 介護福祉課
相談員	介護保険相談員

介護保険料の納付は

▶収納課収納係

1 第1号被保険者（65歳以上の方）

特別徴収	年金受給者（一定の金額以上の方で老齢年金、退職年金受給者）は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収以外の方は、納付書または口座振替によりご本人が納付します。

介護保険料（普通徴収）の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。（P14「市税の納付は」を参照。「その他の納付方法」のうち、③地方税共通納税システムを除く。）

2 第2号被保険者（40歳から64歳の方）

医療保険料と合わせて納付します。

■介護保険料の納付は口座振替で

介護保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期限ごとに金融機関の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法 (P14「市税の納付は口座振替で」を参照)

■納期後の納税は

(P15「納期後の納税は」を参照)

生きがいある暮らし

福生市シルバー人材センター

▶公益社団法人福生市シルバー人材センター TEL 553-3261

「何らかの収入を得たい、社会に役立つ仕事をしたい」という高齢者の方たちのニーズに応えるため、これまでの経験、技能を生かし、能力、体力に合ったしごとを会員に紹介しています。

- ・家事援助等
- ・施設管理
- ・植木剪定や庭の除草等
- ・パソコン出張指導
- ・簡単な大工仕事
- ・墓地清掃
- ・賞状、感謝状等の毛筆筆耕
- ・リフォーム(洋服のお直し)
- ・チラシ配布 ・包丁研ぎ
- ・着付け ・見守り
- ・障子、襖、網戸の張替え
- ・清掃
- ・その他

入会資格	市内在住の60歳以上の方
所在地	牛浜163 さくら会館内

老人福祉センター

福祉センター内にあります。（P57を参照）

利用日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
利用時間	午前9時～午後4時30分 （浴室は午前10時～午後4時）
対象者	市内在住の60歳以上の方

- ・高齢者の方々の各種相談、健康の増進、教養の向上、サークル活動等を行っています。
- ・ヘルストロン、マッサージ機、入浴等が利用できます。

福祉バス

▶介護福祉課高齢者支援係

福祉バスは、高齢者や障害者等の交通弱者の方々が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行します。利用には、利用登録証が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

■利用対象者

市内在住で

- ①60歳以上の方
- ②各種障害者手帳をお持ちの方
- ③妊娠中の方
- ④乳幼児・未就学児
- ⑤特別支援学級在籍児童・生徒

※これらの方の介助者・保護者の方は1名まで同乗できます。

シルバーパス

▶(一社)東京バス協会案内窓口 TEL 03-5308-6950
70歳以上の方に都電、都営地下鉄、都バス、東京都内の民営バスに乗車できる乗車証（シルバーパス）を申請により交付します。

交付場所 シルバー人材センターまたはバス営業所

老人クラブ

▶介護福祉課高齢者支援係

おおむね60歳以上の会員組織団体です。市内には23のクラブが活動しています。最寄りのクラブにご加入ください。なお、各クラブに対して補助金を交付しています。

介護サポーター事業

▶介護福祉課高齢者支援係

市内の特別養護老人ホームや配食サービスでボランティア活動をするごとにポイントを付与し、そのポイント数に応じて年間最大5,000円の交付金を交付します。

対象者	65歳以上の高齢者で介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方
-----	---

地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、地域にあるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の生活を総合的に支えていくため、高齢者の皆さんやその家族のさまざまな相談に応じています。

- ・総合相談
- ・虐待・権利擁護
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・地域のケアマネジャーの支援

窓口	所在地
地域包括支援センター加美 TEL 553-3720	福生市加美平3-6-10 メゾン加美平103
地域包括支援センター武蔵野 TEL 553-6695	福生市福生2269-4
地域包括支援センター熊川 TEL 510-2945	福生市南田園2-13-1 福祉センター2階

高齢者見守りステーション

高齢者の地域での生活を見守る拠点です。一人暮らし、高齢世帯、日中独居の高齢者を優先的に、高齢者見守りステーションの職員が訪問いたします。

窓口	所在地
高齢者見守りステーション TEL 513-7757	福生市加美平3-6-10 メゾン加美平103 (地域包括支援センター加美内)

高齢者のための在宅サービス

生きがい活動支援デイサービス

▶介護福祉課高齢者支援係

在宅で比較的自立した生活ができる高齢者に対し、生きがい趣味活動・日常動作訓練等、利用者の希望や身体の状態にあったサービスを提供します。一部自己負担有

対象者	おおむね65歳以上の感染性疾患を有しない、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方
利用施設	生きがい活動支援デ「イ」ビ「ス」田園（福祉センター内） 生きがい活動支援デ「イ」ビ「ス」加美（第2サンシャインビル内） 生きがい活動支援デ「イ」ビ「ス」武蔵野（コソホ内）

生活支援ショートステイ

▶介護福祉課高齢者支援係

社会適応が困難な高齢者に対し、短期間の宿泊により、日常生活の指導や支援を行い、介護予防を行います。一部自己負担有

対象者	おおむね65歳以上の感染性疾患と入院加療を有しない、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」に該当しない方
利用時間	年2回で1回7日までとし、年間で14日以内
利用施設	特別養護老人ホーム第2サンシャインビル 特別養護老人ホームヨコタホーム

配食サービス

▶介護福祉課高齢者支援係

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて利用者の安否の確認します。一部自己負担有

対象者	食事の調理が困難なおおむね65歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯
-----	----------------------------------

訪問理美容サービス

▶介護福祉課高齢者支援係

心身の障害及び傷病等により、理髪店や美容院に行くことのできない高齢者が、在宅で理美容サービスを受けられます。一部自己負担有

対象者	おおむね65歳以上の在宅の方で介護認定の要介護3、4、5の認定を受けている方
-----	--

家族介護者教室

▶介護福祉課高齢者支援係

利用対象者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技能を習得していただくための教室を開催します。また、認知症の方と認知症の方を介護するご家族の方の集いの場として認知症カフェを開催します。

利用対象者	高齢者等を現に介護している家族や近隣の援助者、介護に携わる予定の方または認知症に関心がある方
-------	--

認知症高齢者位置情報探索機器貸与

▶介護福祉課高齢者支援係

認知症高齢者用に位置探索システム専用端末機を貸出し、家族から問い合わせがあった場合に、高齢者の現在地を特定し、家族に通報するサービスです。一部自己負担有

利用対象者	認知症により道に迷うことがある高齢者を介護している家族
-------	-----------------------------

自立支援日常生活用具給付

▶介護福祉課高齢者支援係

おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」に該当せず、用具の給付が必要と認められる方に、シルバーカー等を給付します。一部自己負担有

自立支援住宅改修給付

▶介護福祉課高齢者支援係

居住する住宅の改修を行うことにより、行動範囲の拡大、転倒予防、介護の軽減を図ります。一部自己負担有

見守りキーホルダー・アイロンシール

▶介護福祉課高齢者支援係

登録番号や連絡先が入ったキーホルダーとアイロンシールを交付します。

対象者	高齢者等で外出に不安のある方、認知症の心配がある方
-----	---------------------------

おむつ等助成

▶介護福祉課高齢者支援係

ねたきり等の高齢者の方におむつ等を助成します。

対象者

65歳以上の高齢者で、寝たきりまたはそれに準ずる状態（認知症を含む。）が継続すると認められ、現におむつ等を必要とし、介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方

※生活保護を受けている世帯は、社会福祉課生活福祉係での対応となります。

高齢者居住支援特別対策事業

▶介護福祉課高齢者支援係

対象者

市内に引き続き3年以上居住する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯。その他要件があります。

支給額

月額 5,000円

救急通報システム

▶介護福祉課高齢者支援係

ひとり暮らし等の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁や、民間の受信センターに通報することにより、高齢者の安全を確保します。

一部自己負担有

対象者

おおむね65歳以上の単身世帯等で、慢性疾患があるなど、常時注意を要する方

火災通報システム

▶介護福祉課高齢者支援係

ひとり暮らし等の高齢者宅の火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与します。一部自己負担有

対象者

おおむね65歳以上の単身世帯等で、慢性疾患があるなど、常時注意を要する方で、心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な方

救急医療情報キット配布事業

▶介護福祉課高齢者支援係

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を希望する、65歳以上の方（身体障害者手帳等をお持ちの方も含む。）に配布します。

費用は無料です。

家具転倒防止装置設置

▶介護福祉課高齢者支援係

介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当する方等へ、常時居住する家屋の家具に家具転倒防止装置を取り付けます。

取り付ける個数は、1家具につき1組として、1世帯あたり設置数量は3個以内とします。

敬老事業

敬老金

▶介護福祉課高齢者支援係

高齢者に対し敬老金を贈呈し、敬老と長寿をお祝いします。

100歳

30,000円

敬老記念品

▶介護福祉課高齢者支援係

高齢者に対し敬老記念品を贈呈し、敬老と長寿をお祝いします。

88歳

10,000円

77歳

5,000円

老人ホーム

各種老人ホーム

▶介護福祉課

■特別養護老人ホーム

原則65歳以上で、身体上、精神上著しい障害があるため常時介護が必要で在宅介護が困難な要介護3以上の方が対象です。

■養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済上の理由により自宅で養護を受けることが困難な方が対象です。

■軽費老人ホーム

身寄りがないか、事情によって家族と同居できない比較的収入の少ない60歳以上の方が対象です（寝たきりの方は入所できません。）。

■有料老人ホーム

諸要件は、それぞれの老人ホームによって異なっていますが、費用については全額自己負担となっています。

高齢者住宅

▶介護福祉課高齢者支援係

▶まちづくり計画課住宅係

自立して生活ができるひとり暮らし、高齢者のみの世帯または居宅において介護を受けながら生活ができる高齢者を対象とした住宅で、日常生活の相談相手となってもらえる生活協力員が常駐しています。

対象

単身用…65歳以上のひとり暮らしの方
2人世帯用…65歳以上の高齢者のみの世帯
(配偶者の場合は57歳以上でも可)

福祉

障害のある方へ

障害者手帳

▶障害福祉課障害福祉係

障害者の方が、サービスを受けるために必要な手帳です。

【申請先】

- ① 身体障害者手帳（1級から6級まで）…障害福祉課
- ② 愛の手帳（1度から4度まで）
…18歳未満：立川児童相談所
TEL 042-523-1321
…18歳以上：東京都心身障害者福祉センター多摩支所
TEL 042-573-3311
- ③ 精神障害者保健福祉手帳（1級から3級まで）
…障害福祉課

障害者手当

▶障害福祉課障害福祉係

手当の種類と対象者は次のとおりです。

いずれの手当も支給制限があります。

- ① **心身障害者福祉手当**（6,000円～18,000円/月）
 - ・身体障害者手帳1級から4級までの方
 - ・愛の手帳1度から4度までの方
 - ・脳性麻痺、進行性筋萎縮症の方
- ② **重度心身障害者手当**（60,000円/月）
 - ・重度の知的障害で著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
 - ・重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
 - ・重度の肢体不自由で、両上下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方
- ③ **障害児福祉手当**（15,690円/月）

精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方
- ④ **特別障害者手当**（28,840円/月）

精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方
- ⑤ **特殊疾病患者福祉手当**（6,000円/月）
 - ・東京都の難病医療費助成を受けている方
 - ・小児慢性特定疾病医療費助成を受けている方で難病医療費助成制度と共通の疾病に罹患している方

障害者医療費助成

▶障害福祉課障害福祉係

次のような医療費助成があります。

① 心身障害者（児）医療費助成

- ・身体障害者手帳1・2級の方及び3級（内部機能障害者）
 - ・愛の手帳1・2度の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- 上記の方が、病気になり治療を受けた場合に、保険対象の医療費のうち入院時の食事代を除いた自己負担分について助成されます。※支給制限があります。

② 自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患を理由として、継続的に通院が必要な方の医療費の自己負担分の一部を助成します（自己負担がない場合もあります。）。

③ 自立支援医療（更生医療）

障害の除去または軽減が見込まれるなど、確実な治療効果が期待される医療に関わる費用に対し、自己負担分の一部を助成します。

④ 難病医療費等助成

該当する疾病で、医療費助成の認定基準を満たしている方にその治療にかかる医療費等の一部を公費で負担します。疾病名等詳細は障害福祉係へお問い合わせください。

⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成

満18歳未満の方で、定められた対象疾患にかかっており、かつ認定基準に該当する方（医療券を有する方は20歳未満まで延長可能）にその治療にかかる医療費の一部を助成します。疾病名等詳細は障害福祉係へお問い合わせください。

⑥ B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成

根治を目的とするB型・C型肝炎のインターフェロン治療及びB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、C型肝炎治療のインターフェロンフリー治療にかかる医療費を助成します。

⑦ 肝がん・重度肝硬変医療費助成

B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変の入院医療費を助成します。

⑧ 小児精神障害者入院医療費助成

精神科への入院治療を必要とする満18歳未満の方の医療費を助成します。

障害者相談窓口

お困りのことなどがありましたら次の窓口へご相談ください。

① 障害福祉課

TEL 042-551-1691

基幹相談支援センターとして総合的・専門的な相談支援を行っています。

② 障害者自立生活支援センターすてっぴ

TEL 042-539-3217

生活や就労に関する総合的な相談支援を行っています。

③ 福生市児童発達支援センター

TEL 042-539-1131

成長や発達において、気になるところがあるお子さんの保護者からの相談をお受けします。

④ 地域活動支援センター ハッピーウィング

TEL 042-553-9888

精神科、心療内科で治療を受けていて、服薬により症状が安定している方の相談支援等を行っています。

⑤ 東京都西多摩保健所

TEL 0428-22-6141

こころの病気・難病・障害児に関する相談や指導を行っています。

⑥ 福生市虐待防止センター（障害福祉課内）

TEL 042-551-1511

障害者が家族、施設の職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないで「福生市虐待防止センター」に通報してください。

⑦ 東京都心身障害者福祉センター（多摩支所）

TEL 042-573-3311

心身障害者（児）の生活、医療、教育、職業等あらゆる問題の相談に応じ、各種の判定、診断とそれに基づく指導、援護を行っています。

⑧ 立川児童相談所

TEL 042-523-1321

18歳未満の児童の窓口として、相談に応じています。愛の手帳の判定をはじめ、各種の判定、診断や児童福祉施設への入所措置等を行っています。

⑨ 東京都立心身障害者口腔保健センター

TEL 03-3235-1141

障害者の歯科診療を行うほか、予防のための検診、指導、予防処置、定期健診を行います。

受診には、電話予約によって予診を受ける必要があります。

⑩ 指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

相談支援専門員が障害福祉サービス等を利用する方の「サービス等利用計画」を作成します。市内外に複数ありますので、必要に応じて障害福祉課にご相談ください。

障害福祉サービス

▶障害福祉課障害福祉係・相談支援係

障害者の日常生活や社会生活を支援するために、必要に応じた障害福祉サービスを提供しています。

障害福祉サービス（介護給付）

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・同行援護
- ・行動援護
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・施設入所支援

障害福祉サービス（訓練等給付）

- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援（A型・B型）
- ・就労定着支援

地域相談支援

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

地域生活支援事業

- ・相談支援
- ・意思疎通支援
- ・日常生活用具給付
- ・住宅設備改善給付
- ・おむつ等助成
- ・移動支援
- ・自動車改造助成
- ・自動車運転教習助成
- ・地域活動支援センター
- ・日中一時支援
- ・重度身体障害者（児）訪問入浴
- ・重度身体障害児入浴

障害児通所支援

- ・医療型児童発達支援
- ・児童発達支援
- ・放課後等デイサービス
- ・保育所等訪問支援
- ・居宅訪問型児童発達支援

その他

- ・補装具費給付
- ・救急通報システム・住宅火災通報システム
- ・中等度難聴児補聴器購入費助成
- ・声の広報（広報ふっさ、議会だより、あなたとわたし、ごみ・リサイクルカレンダー、障害者のための災害時避難行動マニュアル、福生の教育、社協広報）
- ・図書宅配サービス・対面音訳 等

声の「市議会だより」

▶議会事務局庶務係

目の不自由な方（原則、身体障害者手帳1・2級）のために、市議会の活動内容を収録した、声の「市議会だより」（デジター方式CD版）を定例会終了後に発行しています。希望者には無料で送付します。ご利用ください。

声の「広報ふっさ」

▶秘書広報課広報広聴係

目の不自由な方（原則、身体障害者手帳1・2級）にも市のことを知っていただき、市政に参加できる一助とするため、声の「広報ふっさ」（デジター方式CD版）を月2回発行しています。希望者には無料で送付します。ご利用ください。

からだの不自由な方のために

▶中央図書館 TEL 553-3111

図書館資料の宅配サービス（対象：身体の障害等で図書館への来館が困難な方）や対面形式で資料を朗読する対面音訳サービス（対象：墨字の本を読むことが困難な方）を行います。ご利用ください。

生活の支援

民生委員・児童委員

▶社会福祉課福祉総務係

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員・児童委員は、それぞれの地域で生活に困っている方や心身障害者、ひとり親世帯、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りの見守り・相談のほか、児童の健全育成を推進するための相談役として、幅広い活動をしています。

また、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が、区域を担当する児童委員と一体となった活動をしています。

日常生活で、保護や援助を必要とする方や心配ごとのある方は、お気軽に近くの民生委員・児童委員にご相談ください。詳しくは、担当までお問い合わせください。

住宅確保給付金

▶社会福祉課福祉総務係

就労能力及び就労意欲のある離職者で、住宅を喪失している方または喪失するおそれのある方に対し、就労の支援とともに家賃助成を行います。支給要件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

生活保護

▶社会福祉課生活福祉係

わたしたちは、だれもが幸せな生活を望んでいます。しかし、思わぬ病気やけが、親族との離別や死別などによって、生活費や医療費に困ることがあります。資産や能力等を活用し、最大限の努力をしても、なおかつ生活に困るときに生活保護が受けられます。

■生活保護の手続き

市役所社会福祉課へ申請してください。調査のうえ、基準生活費を算出し、収入を認定してその過不足により要否を決定します。

■保護の種類

保護費は、被保護者の日常生活の需要を満たすための生活扶助をはじめ、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8つの扶助に分かれて支給されます。

①生活扶助	被保護者の衣食、その他日常生活の需要を満たすための扶助です。
②教育扶助	児童・生徒が義務教育を受けるときの扶助です。
③住宅扶助	家賃・間代・地代、補修費その他住宅の維持費を支払う必要があるときの扶助です。
④医療扶助	けがや病気で医療を必要とするときの扶助です。医療券等による現物支給が原則です。
⑤介護扶助	介護度に応じた介護サービスを受けるときの扶助です。介護券等による現物支給が原則です。
⑥出産扶助	出産するときの扶助です。
⑦生業扶助	生業に必要な資金、器具や資料を購入するときの費用、技能を習得するための費用、または就労のための費用などを必要とするときの扶助です。
⑧葬祭扶助	葬祭執行者がいない被保護者が亡くなった場合の葬祭を行うときの扶助です。

※その他のサポート

被保護世帯に対して、生活内容の一層の充実向上を図るため、児童服及び運動衣の費用の支給など生活保護法以外の援護を行っています。

※就労支援指導

専門の指導員を配置し、就労の支援を図っています。

ボランティア活動・地域福祉

ふっさボランティア・市民活動センター

▶ふっさボランティア・市民活動センター
(福祉センター内) TEL 552-2122

ふっさボランティア・市民活動センター (FVAC)では、市民の誰もがボランティア・市民活動に参加できるように、様々な情報発信をしていくと共に、活動の支援・相談、連絡調整、ボランティア保険の受付を行っています。

その他、各種講座・研修会の開催、市内小中学校への総合的な学習の時間への協力、災害ボランティアセンターの開設・運営訓練の実施、災害時の体制づくりなどを行っています。

社会福祉協議会

▶社会福祉協議会 TEL 552-2121

地域の住民やボランティア、福祉、保健医療等の関係者、行政機関の協力を得て「福祉のまちづくり」を進める民間の公共的な福祉団体として社会福祉法で認められ、地域の社会福祉の向上に取り組んでいます。

福生市社会福祉協議会では住民に対する福祉の啓発活動をはじめとして、ボランティア活動の拠点となるボランティア・市民活動センターの運営、高齢者・障害者などに対する在宅福祉サービスの充実や子育て家庭への支援を行っています。また、福生市から委託されている学童クラブ事業、福祉センター施設管理事業等も実施しています。

ほっとサービス

▶社会福祉協議会 TEL 510-0904

ほっとサービスは、誰もが住み慣れた地域で安心して生活が送れるように、市民の皆さんの参加と協力により、高齢者や体の不自由な方などが、日常生活でお困りのときに手助けさせていただくささえあいの活動です。

- (1) 利用会員（サービスを利用される方）
おおむね65才以上の方
心身に障害のある方
- (2) 協力会員（サービスを提供される方）
18才以上の健康でこのサービスの趣旨に賛同し、熱意をもって協力していただける方
- (3) サービスの内容
介護などの支援ではなく、一般的な日常生活における手助けをさせていただくサービスです。
 - ・食事の支度・衣類の洗濯・繕い・掃除・整理整頓
 - ・買い物・外出の付き添い・薬の受取り・見守り
 - ・話し相手等
- (4) サービスの利用（提供）時間
月曜日から土曜日までの午前8時から午後6時まで

※サービスの利用料金及び協力会員の謝礼などについては、お問い合わせください。

生活・環境

環境・害虫・ペット

生活環境

▶環境政策課環境政策係

工場等からの騒音・振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭等でお困りの方、所有者が分からない土地からの樹木の越境や雑草の繁茂等でお困りの方は、ご相談ください。
近隣トラブルを起こさないためには、お互いに迷惑をかけない心づかいが大切です。

害虫等の駆除

▶環境政策課環境政策係

ご家庭の害虫等でお困りの方は、ご相談ください。専門の駆除業者をご案内いたします。

外来生物の防除

▶環境政策課環境政策係

自然環境や生態系の保全、農産物被害、感染症被害等を未然に防止することを目的に、外来生物の防除を行っています。

・アライグマ・ハクビシン

市民の皆さんからの目撃・被害情報をもとに箱わなを設置し、アライグマとハクビシンを防除しています。
目撃された方、被害を受けている方は、ご連絡ください。

・クビアカツヤカミキリ（発生時期：6月～8月頃）

成虫のクビアカツヤカミキリを見つけたら、被害の拡大を防ぐため、その場で踏みつぶすなどの駆除にご協力ください。
また、駆除された方、目撃された方は、ご連絡ください。

犬の登録と予防注射

▶健康課健康管理係

狂犬病予防法により、犬を取得した日(生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日)から30日以内に、登録申請をし、鑑札の交付を受けなければならないと定められています。

また、狂犬病予防注射についても、生後91日以上の子犬を所有する者は、その犬について毎年1回、4月から6月までに狂犬病予防注射を受けさせ、注射済票の交付を受けなければなりません。

ごみ・リサイクル

ごみの出し方

▶ごみ減量対策課ごみ減量対策係・リサイクルセンター係

福生市では、ご家庭から出るごみについて戸別収集を行っています。収集日及びごみの出し方は「福生市ごみ・リサイクルカレンダー」をご確認いただき、朝8時までに出してください。ごみ・リサイクルカレンダーには、全戸配布用、集合住宅用（ポスター）、声のごみ・リサイクルカレンダーがあります。また、分別の手引きとして、ごみ・資源分別一覧、9か国語対応のごみと資源の分け方・出し方リーフレットがあり、市ホームページやふっさ情報アプリ「ふくナビ」からもご覧いただけます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/recycle/1017545/1017622.html>

■ごみに関するすべての問合せや申込み

→ 粗大ごみ、し尿くみ取り、動物の死体処理、不法投棄、臨時ごみ、収集等

ごみ総合受付センター TEL 552-1621

上下水道

上水道のことは

水道の業務は東京都水道局が行っています。

■水道業務に関する電話受付

【東京都水道局 お客さまセンター】

電話番号	TEL 0570-091-100（ナビダイヤル） TEL 042-548-5110（固定電話） FAX 042-548-5115
受付時間	日・祝日を除く 午前8時30分～午後8時

※漏水事故などの緊急のご用件については、全日24時間受け付けています。

下水道が詰まった場合は

▶道路下水道課下水道係

下水道が詰まった場合、福生市が管理している公共汚水ますから道路側が原因の場合は福生市で対応いたします。また、宅地側が原因の詰まりの場合も業者を紹介することができますので、市ホームページをご覧ください。道路下水道課下水道係までお問い合わせください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017134.html>

ご家庭の排水設備の工事は

▶道路下水道課下水道係

家の新築や増築、トイレの水洗化などで排水設備を工事する場合は、法令などで定められた基準に従って施工されなければなりません。市ではこの法令などに沿った工事のできる店を「下水道排水設備指定工事店」（以下「指定工事店」）と定め、指定工事店以外では工事ができないようになっています。

また、工事の際には事前に「排水設備新設等計画書」を、その工事が完了したときは「完了届」と「使用開始届」などを市に届け出る規則になっています。指定工事店では、これらの手続きも代行しています。

なお、指定工事店につきましては、市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017140.html>

下水道使用料

▶道路下水道課下水道係

公共下水道が完備した区域では、下水道施設の維持管理や下水処理に係る費用の一部を負担していただくために、水道水等の使用水量に応じて納めていただいています。また、井戸水等は別に算定します。

雨水浸透ますと雨水貯留槽の設置費の助成金

▶道路下水道課下水道係

福生市では雨水の流出抑制と地下水の涵養の観点から、雨水の宅地内浸透のお願いと次のような助成金制度を行っています。

■雨水浸透施設設置助成金

屋根に降った雨水を雨どいを通してますに落とし、地中に浸透させる雨水浸透ます新設のための工事費に対する助成金交付の制度です。

助成金額は、標準工事費の90%です（諸経費は除く。

1,000円未満切り捨てで最大40万円まで。）。

※条件あり

■雨水貯留設置助成金

屋根に降った雨水を雨どいを通してタンクに貯める雨水貯留槽の購入費に対する助成金交付の制度です。

雨水貯留槽本体購入価格（消費税込）の3分の2以内の額（1,000円未満の端数は切り捨て）の助成をします。助成限度額は5万円です。

助成の条件等は、市ホームページをご覧ください。道路下水道課下水道係までお問い合わせください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/city/1017110/1017145.html>

土地・道路・住宅

都市計画について

▶まちづくり計画課計画係

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用や、都市施設の整備等に関する計画で、これに基づき適正な制限のもとに土地利用を行っていきます。

この都市計画の指定状況について、閲覧ができます。

福生市宅地開発等指導要綱について

▶まちづくり計画課計画係

無秩序な宅地開発を防止し、集合住宅及び中高層建築物による地域住民への被害を排除するため、一定規模以上の建物の建築及び開発行為を行う場合は、福生市宅地開発等指導要綱に基づく協議が必要です。

地区計画地区について

▶まちづくり計画課計画係

次の6地区は、それぞれの地区の将来像に向けてまちづくりを進める地区です。これらの地区で家屋の新築・改築等を行う場合は、着工の30日前までに届出が必要です。

①地区計画地区（シルク台地区）

この地区は、市の活性化の拠点にふさわしい公共公益施設の整備をするとともに、これとの整合性のとれた良好な住環境を保全育成する地区です。

②地区計画地区（拝島駅南口地区）

この地区は、福生市の東の玄関口としてにぎわいと交流を育むまちづくりを推進する地区です。この地区で家屋の新築・改築等を行う場合は、上記届出の他、ガイドラインに基づき拝島駅南口地区まちづくり委員会に対しても届出が必要です。

③地区計画地区（福東地区）

この地区は、特定緊急輸送道路に指定されている新五日市街道に隣接しており、災害時対応施設である防災食育センターが整備された福東地区の防災拠点です。

④地区計画地区（富士見通り地区）

この地区は、富士見通りの整備に合わせ市の中心的な商業地区として安全で快適な商店街、国際色豊かな景観形成による魅力にあふれるまちを目指す地区です。

⑤地区計画地区（武蔵野工業線及び志茂中央線沿線地区）

この地区は、都市計画道路の整備に合わせ沿道の土地の適正かつ有効な利用を図り、日常生活利便性の向上を目指すとともに周辺の住宅地と調和のとれた良好な市街地の形成を目指す地区です。

⑥地区計画地区（福生駅西口地区）

この地区は、敷地の共同化や土地の高度利用等多様な都市機能の導入により、福生の顔としてふさわしい魅力的な複合市街地の形成を目指す地区です。

生産緑地について

▶まちづくり計画課計画係

都市における農地等の適正な保全を図ることを目的とし、生産緑地を指定しています。

農地について

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

農業委員会を設置し、農地に関する相談、農地転用の届出及び各種証明書の発行を行っています。

都市計画図等の販売は

▶まちづくり計画課計画係

1/10,000白図、1/5,000白図、1/5,000都市計画図の販売をしています。

希望者には、会計課にて販売しています。

都市計画証明の発行について

▶まちづくり計画課計画係

建築確認申請等に必要、区域区分・用途地域・都市計画施設等について証明します。

国土利用計画法について

▶まちづくり計画課計画係

乱開発や無秩序な土地利用を防止するため、2,000㎡以上（買いの一団）の土地を取引したときは、契約締結日から2週間以内に利用目的などの届出が必要です。

個人住宅の耐震診断への支援について

① 簡易な耐震診断を行います。

▶公共施設マネジメント課公共施設グループ

② 診断機関による耐震診断を行う場合、診断費用の一部を助成します。

▶まちづくり計画課計画係

③ 耐震診断の結果、耐震改修が必要と診断され、耐震改修を行う場合、耐震改修に要する費用の一部を助成します。

▶まちづくり計画課計画係

ブロック塀等の安全対策への支援について

▶まちづくり計画課計画係

地震発生時に倒壊の恐れのある避難路に面するブロック塀等の安全対策（除却、建替え）を行う場合、工事費用の一部を助成します。

空き家住宅除却費用の助成について

▶まちづくり計画課住宅係

安全で安心なまちづくりを目的に、老朽化した空き家住宅の除却工事費用の一部を助成します。

景観影響行為について

▶まちづくり計画課計画係

良好な景観を形成するため、景観の形成に大きな影響を及ぼす行為を行う場合、まちづくり景観条例に基づき届出が必要です。

開発許可について

▶東京都多摩建築指導事務所開発指導第一課

（立川合同庁舎2階）TEL 548-2040

建築物の建設目的で行う、500㎡以上の土地の区画形質の変更を行う場合、無秩序な開発を抑制するため、申請が必要です。

東京における自然の保護と回復に関する条例について

- ▶東京都環境局多摩環境事務所自然環境課
(立川合同庁舎3階) TEL 521-4809

自然環境に及ぼす影響の大きい1,000㎡以上の土地の開発や建築計画に際し、自然環境の保全に配慮した計画にしているため、開発規制や緑化指導を行っています。

玉川上水景観基本軸指定地域内の特定行為の届出について

- ▶東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課
街並み景観担当 TEL 03-5321-1111(代)

東京都は玉川上水の中心から両側それぞれ100m内の区域を玉川上水景観基本軸として指定しました。この区域内で景観に特に大きく影響を与える行為を行う事業者の方は、景観への配慮の状況等の届出が必要です。

不動産業者との取引に関する相談、宅地建物取引業者名簿の閲覧

- ▶東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課
TEL 03-5321-1111(代)

土地の先買い制度

- ▶まちづくり計画課用地係

一定規模以上の土地を有償で譲渡しようとするときは(売買や交換など)譲渡しようとする日の3週間前までに市長に届け出る必要があります(一定規模以上の土地とは、都市計画施設等の区域内に所在する土地〔都市計画道路決定、公園決定区域等〕のうち、200㎡以上、その他都市計画区域内の土地のうち、市街化区域では5,000㎡以上の土地です。)。また、一定規模以上の土地について、地方公共団体等による買取りを希望するときは、市長に「土地買取希望申出書」によりその旨を申し出ることができます(一定規模以上の土地とは、都市計画施設等の区域内の土地その他都市計画区域内の土地のうち、市街化区域では100㎡以上、市街化区域以外の区域では200㎡以上の土地です。)。

地価公示価格等の閲覧

- ▶まちづくり計画課用地係

土地の取引が正常な価格で行われるようにとの趣旨で、毎年1回、地価公示価格及び東京都基準地価がそれぞれ公表されています。これらの所在地、価格等を掲載したものが、本庁舎第一棟1階・3階、市ホームページで閲覧できます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/cityplan/land/1003619.html>

屋外広告物

- ▶道路下水道課管理・交通安全対策係

屋外に広告塔や広告板等の広告物を出すときは、許可が必要です。必ず届け出てください。

長期優良住宅取得推進事業について

- ▶まちづくり計画課住宅係

市内に新たに長期優良住宅を取得して居住する子育て世帯に対して最長5年間、家屋に係る固定資産税・都市計画税相当額を助成金として交付しています。

新築・増改築のときは建築確認申請

- ▶東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課
(青梅合同庁舎内) TEL 0428-23-3735

建物を建てるには、建物の内容、大きさ、立地条件等によって、いろいろな制限があります。工事を始める前に建築主事の確認を受けることが必要です。

市道幅員証明

- ▶道路下水道課管理・交通安全対策係

家の新築をするときなどに必要な道路の幅員証明を出します。

狭あい道路等拡幅整備事業

- ▶道路下水道課管理・交通安全対策係

前面道路が幅員4m未満の狭い市道の場合、建築基準法等により建築を制限される土地部分について、一定の要件を満たしていれば、道路として使用できるように整備しますので、管理・交通安全対策係へ協議を申し出てください。

道路の保全

- ▶道路下水道課道路係

道路舗装の補修、防護柵などの施設の破損、街路樹・反射鏡の故障・破損などの危険箇所を発見した場合には、道路係へ情報提供をお願いします。また、「My City Report for Citizens (MCR市民投稿アプリ)」という道路を管理するためのスマートフォンアプリでも簡単に通報できるので、ご利用ください。



App Store



Google Play

交通災害共済制度（ちょこっと共済）

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

市民の皆さんが交通事故により被害を受けたとき、その被害者に対し見舞金を支払う相互共済制度です。

加入できる方	福生市に住民登録のある方
加入負担金	Aコース、Bコースがあります。ただし、小・中学生は公費負担でBコースに加入しますが、Aコースへの追加加入もできます。
加入申込み	市内の金融機関（ゆうちょ銀行は除く。）の支店、市役所内の指定金融機関派出所で、お申込みできます。 インターネット上からの「ネット申込」も利用できます。詳細はちょこっと共済のホームページを御確認ください。 ちょこっと共済ホームページ https://chokottokyosai.jp/



■交通災害共済見舞金

等級	交通災害の程度	Aコース 年額 1,000円	Bコース 年額 500円
1等級	死亡	300万円	150万円
2等級	重度の後遺障害	200万円	100万円
3等級	入院日数30日以上の上の傷害	34万円	17万円
4等級	入院日数10日以上30日未満 または実治療日数30日以上 の傷害	14万円	7万円
5等級	実治療日数10日以上30日未 満の傷害	8万円	4万円
6等級	実治療日数10日未満の傷害	4万円	2万円

公的住宅案内

▶まちづくり計画課住宅係

いずれの募集も、時期や内容が変更になる場合もあります。また、申込者についての資格がありますので事前にお確かめください。

■福生市内の公的住宅案内

いずれの募集も、時期や内容が変更になる場合があります。また、申込者の資格がありますので事前にお確かめください。

種類	募集時期・募集予定		申込用紙配布場所	備考
市営住宅 都市建設部 まちづくり計画課 住宅係	【抽選方法】空き部屋募集 ※おおむね半年に1回募集 ・一般住宅（2人以上世帯用）※単身者不可 ・高齢等対応住宅（単身者用・2人世帯用） ・高齢者住宅（単身者用・2人世帯用）		福生市役所 募集・配布期間は「広報ふっさ」でお知らせします。	市内に1年以上居住または市内同一勤務場所に3年以上雇用
都営住宅 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター TEL 03-3498-8894 テレホンサービス TEL 03-6418-5571 ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/	5月上旬 ・ 11月上旬	【抽選方式】 ・一般住宅 ・定期使用住宅（若年ファミリー、多子世帯向） ・若年ファミリー向	東京都内の区・市役所 町・村役場 東京都住宅供給公社 都庁案内所	都内に居住 ※定期募集のほか、毎月募集、随時募集なども行っています。
	8月上旬 ・ 2月上旬	【ポイント方式】 ひとり親世帯、高齢者世帯、心身障害者世帯、多子世帯、特に所得の低い世帯、車いす使用者世帯用向 【抽選方式】 ・単身者向（60歳以上等） ・単身者用車いす使用者用向 ・高齢者集合住宅（単身者向、2人世帯向）	※募集時期は「広報東京都」に掲載されます。 （月末の新聞の折込広告に入っています）。 ※都営住宅の募集・管理は東京都住宅供給公社が行っています。	都内に3年以上居住 ※ポイント方式…現在住んでいる住居の広さ、家賃、設備等により住宅困窮度を判定し、困窮度の高い順に登録、あっせんするものです。
公社住宅 東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター TEL 03-3409-2244 ホームページ https://www.to-kousya.or.jp/	一般 賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽選	立川窓口センター 立川市曙町2-34-7 ファーストビル3階 （JR立川駅北口徒歩7分） 午前9時～午後6時 定休日：土・日・祝日	【市内の公社住宅】 ・熊川住宅（熊川95） ・加美平住宅（加美平4-1） ※いずれもエレベーター無
UR賃貸住宅 独立行政法人都市再生機構 TEL 0120-411-363 ホームページ https://www.ur-net.go.jp/	一般 賃貸住宅	先着順受付 ※新築の場合は抽選	UR立川営業センター 立川市曙町2-7-16 鈴春ビル5階 （JR立川駅北口徒歩3分） TEL 042-526-5201 午前9時30分～午後6時 定休日：水曜日、年末年始	【市内のUR賃貸住宅】 ・福生団地（南田園2-7外） ※一部エレベーター有ほか 【近郊】 羽村団地
	高齢者優良 賃貸住宅	一部の住宅は抽選		

協働・市民活動・男女 共同参画の推進

協働の推進

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

協働とは、市と市民（活動団体）等が公益的活動において、それぞれの特性を活かし、対等な立場で共通の目的に向かって協力することです。

市は、市民活動の活性化を図るため、市民の皆さんが活動しやすい環境の整備を行い、活力あるまちづくりを進めていきます。

■市民活動の拠点 輝き市民サポートセンター

市民活動を支援する拠点施設で、交流と協働の場、情報の提供と交換の場として、市内で社会貢献活動を行う方などなたでもご利用になれます。会議室や交流スペース、印刷機・コピー機（有料）、パソコン等を備えています。講座の受付のほか、市民活動に関する相談を行っています。

開館時間	午前 10 時～午後 10 時 ※月曜日、年末年始、七夕まつり期間休館
場 所	福生駅隣接プチギャラリー4 階

■市政出前講座

市民の皆さんが開催する学習会や催しの場に職員が伺い、暮らしに役立つ情報など、市政情報について、もっとよく知っていただくための講座です。

メニューの内容・申込方法は市内の公共施設にあるメニュー集または市ホームページをご覧ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/cityplan/1002143.html>

■市民活動災害補償制度

市民の皆さんが安心して公益的な市民活動に参加できるよう、市民活動中の事故による傷害や賠償責任を補償する制度です。事前の申込みは不要です。

※事故が起きたらすぐに協働推進課へお知らせください。

町会・自治会

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

町会・自治会は、地域に住む方たちが親睦や交流を深めることによって連帯感を培い、支え合い助け合いながら、より住みやすい豊かな地域づくりのために活動している自主的に組織された任意団体です。

市内には32の町会・自治会があります。

- 文化・教養・レクリエーション活動
- 自主防災活動
- 防犯・交通安全活動
- 福祉活動
- 環境美化活動
- 広報活動 など

〈町会・自治会に加入しましょう〉

地域に住む方たちが互いに支え合い、気軽に協力できる温かい人間関係が生まれ、高齢者や子どもたちの見守りなど、地域の犯罪や事故を未然に防ぐことにつながります。また、災害のときなどには、安否の確認や素早い対応にも役立ちます。

〈町会・自治会に加入するには〉

お近くの隣組長か町会・自治会長にお申し出ください。詳しくは協働推進課へお問い合わせください。

（下図の「町会・自治会区域略図」を参照）

市ホームページ「町会・自治会加入の入力フォーム」からも申込できます。

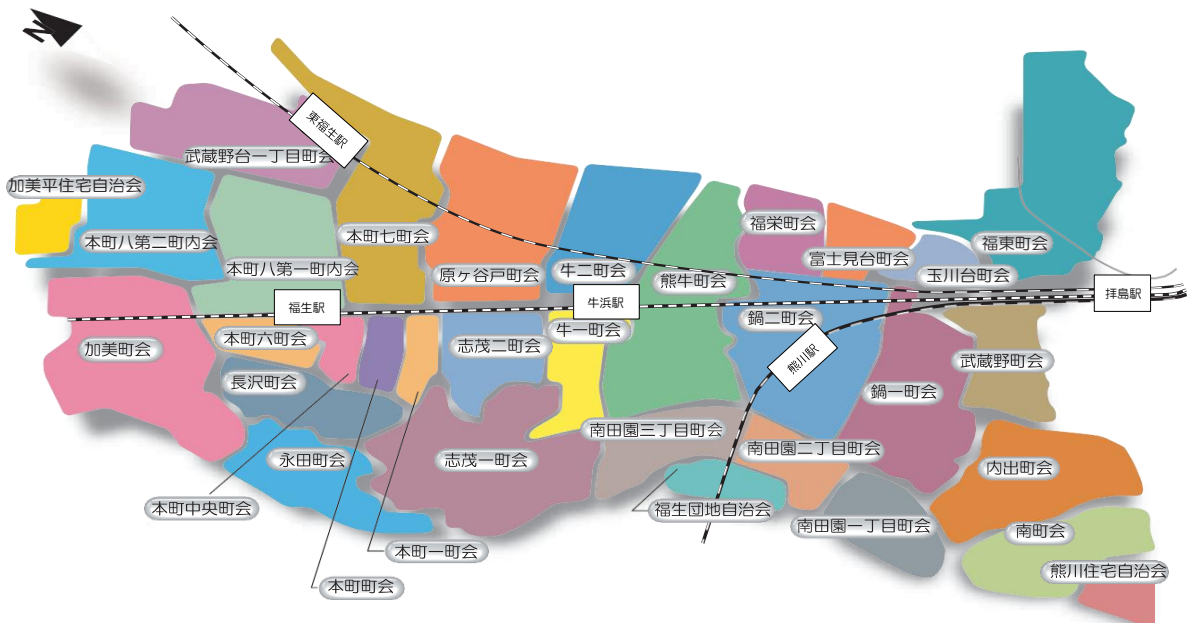
市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/environment/community/1002152.html>

男女共同参画

▶協働推進課協働推進・男女平等推進担当

市では男女共同参画社会の形成に向けて、市民編集員とともに男女共同参画情報誌「あなたとわたし」を作成・発行しています。



仕事

仕事を探す

市内や近隣の市町村にある会社に就職したい、コンビニ等でパートをしたい、今までのキャリアをいかして地域のために働きたい、こんなときはお気軽にご相談ください。

■ハローワーク

求人、求職の申込みを受け、常用、パートタイム等の職業紹介や職業訓練校への入学のあっせん及び失業給付に関する職務を行っています。

■ハローワーク青梅・出張就職相談

ハローワーク青梅の経験豊富な職員による職業相談・職業紹介や、多数の求人検索等のサービスが福生市で受けられます。

日 時	原則毎月第三水曜日 午後 1 時 30 分～3 時 30 分
場 所	広報またはホームページをご確認ください。

※開催日等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/life/others/job/1002965.html>

▶ハローワーク青梅 青梅市東青梅3-12-16
TEL 0428-24-8609

▶あきる野ハローワーク求人情報コーナー
あきる野市役所別館3階 TEL 042-550-0458

▶瑞穂ハローワーク求人情報コーナー
瑞穂町役場庁舎3階 TEL 042-568-5141

■東京しごとセンター多摩

一人ひとりの適性や状況を踏まえた就業相談やカウンセリング、セミナー、能力開発、職業紹介などの就業支援サービスを提供しています。ご利用はすべて無料です。

就職情報コーナー	インターネットを活用した求人情報の検索のほか、パソコンによる履歴書等の作成ができます。
----------	---

▶東京しごとセンター多摩
立川市柴崎町三丁目9番2号
立川駅南口東京都・立川市合同施設3階
TEL 042-526-4510

知識・技術を身につける

▶東京都産業労働局雇用就業部能力開発課
TEL 03-5320-4715

職業に必要な知識・技術を身につけるための職業訓練施設です。

普通課程の有料科目と、短期課程、高年齢者、知的障害者の無料科目のコースがあります。

経済的な理由があるときは、授業料の減免措置があります。詳しくは、職業能力開発センターへお問い合わせください。

■東京都職業能力開発センター（抜粋）

多摩職業能力開発センター
昭島市東町3-6-33 TEL 042-500-8700
同センター 八王子校
八王子市台町1-11-1 TEL 042-622-8201
同センター 府中校
府中市南町4-37-2 TEL 042-367-8201

■東京障害者職業能力開発校

小平市小川西町2-34-1 TEL 042-341-1411

■東京しごと財団障害者就業支援課

千代田区飯田橋3-10-3 TEL 03-5211-2681

事業のことで困ったら

▶福生市商工会 TEL 551-2927

“活力ある企業づくり、応援します”

経営の相談や融資のことでお困りの方は、お気軽にご相談ください。

■福生市中小企業振興資金融資制度、福生市小口零細企業資金融資制度

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

市内で事業を営む方に融資のあっせんを行います。保証人は必要ありませんが、保証協会の保証が必要です。

「利子の一部」と「保証協会の保証料の2分の1(開業資金の場合は全額)」を市で負担します。

融資限度額	運転資金	1,000万円
	設備資金	1,200万円
	開業資金	1,000万円
	借換資金	借換前の各資金の融資の限度額をそれぞれ超えることができない。
申込先	取扱い金融機関	

取扱い金融機関

金融機関名	電話番号
りそな銀行 福生支店	042-551-1021
三菱UFJ銀行 立川支店	042-524-4121
三井住友銀行 福生支店	042-552-3111
東日本銀行 府中支店 拝島出張所	042-553-1461
山梨中央銀行 羽村支店	042-555-2111
西武信用金庫 福生支店	042-551-1211
西武信用金庫 牛浜支店	042-552-6611
西武信用金庫 拝島支店	042-541-1120
青梅信用金庫 福生支店	042-551-0111
青梅信用金庫 羽村支店	042-555-3211
多摩信用金庫 福生支店	042-553-6111
多摩信用金庫 拝島支店	042-545-4111
飯能信用金庫 青梅東支店	0428-32-7383
大東京信用組合 福生支店	042-553-0611
西多摩農業協同組合 福生支店	042-553-0355

■小規模事業者経営改善資金貸付（マル経融資）

▶福生市商工会 TEL 551-2927

商工会の経営指導を6か月以上受けている方で経営改善を図るために必要な事業資金を日本政策金融公庫から融資される制度です。市では利子の一部補助も行っております。融資の条件や利率、限度額など詳細は商工会へお問い合わせください。

■事業承継個別相談

▶シティセールス推進課産業活性化グループ

市内の中小企業・個人事業主の方を対象として、国が運営する東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センターの専門相談員による事業承継に関する無料相談会を実施しています。

※開催日時等の詳細については、市ホームページをご確認ください。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/enterprise/industry/community/1012257.html>

消費生活

消費者相談

■福生市消費者相談室

契約トラブル、悪質商法、商品の苦情や欠陥、多重債務など消費生活において、「おかしいな」「困ったな」と思ったら一人で悩まず消費者相談へ。専門の相談員が解決へのアドバイスをします。

相談日時	毎週月・水・金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前10時～正午、午後1時～4時 TEL 551-1699
場所	もくせい会館1階 消費者相談室

■東京都消費生活総合センター

相談日時	月～土曜日 午前9時～午後5時 TEL 03-3235-1155
------	-------------------------------------

■消費者ホットライン

音声ガイドによる最寄りの相談窓口の案内ダイヤルです。
TEL 188

■（社）全国消費生活相談員協会

土・日曜日に商品やサービスなど、消費生活全般に関する苦情や問い合わせに助言や情報提供をいたします。

相談日時	土・日曜日（年末年始を除く。） 午前10時～正午、午後1時～4時 TEL 03-5614-0189
------	---

■（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会

日曜日に消費者相談を電話で受け付けています。商品やサービス、契約にかかわるトラブルや疑問などに助言や情報提供をいたします。

相談日時	日曜日（年末年始を除く。） 午前11時～午後4時 TEL 03-6450-6631
------	---

クーリング・オフ制度について

▶消費者相談室 TEL 551-1699

▶東京都消費生活総合センター TEL 03-3235-1155

クーリング・オフ制度とは、訪問販売などで契約した商品を一定条件のもとであれば消費者から一方的に解約できる制度です。詳しくは、消費者相談室へお問い合わせください。

市内フリーマーケット

家庭のすみで眠っている贈答品や衣類、家庭雑貨など不用になった物を出品しませんか。

名称	フレンドシップパーク フリーマーケット
実施日	毎月第二日曜日（随時追加開催あり）
場所	フレンドシップパーク 福生市福生 2351-11
問合せ	福生武蔵野商店街振興組合 担当：広川（BIG MAMA） TEL 513-7897 福生アメリカンハウス （金・土・日曜日のみ） TEL 513-0432

自転車駐車場マップ

▶道路下水道課管理・交通安全対策係

◎放置禁止区域内に放置された自転車は撤去します。

駅周辺半径約300m以内を自転車等放置禁止区域に指定しています。駅周辺に放置された自転車は、緊急車両の通行に支障をきたしたり、歩行者、特に高齢者や車いす利用者の通行を妨げ、大変危険です。このため市では、条例に基づき、自転車等放置禁止区域内に2時間以上放置された自転車等を撤去します。撤去された自転車の引き取りは福生市自転車保管場所へおいでください。

◎自転車駐車場をご利用ください。

福生市の自転車駐車場には、一時使用と定期使用があります。

■一時使用

「一時使用」は、1日単位でご利用できます。125cc以下のバイクもご利用できます。（ただし、福生駅東口地下自転車駐車場は50cc以下）

■定期使用

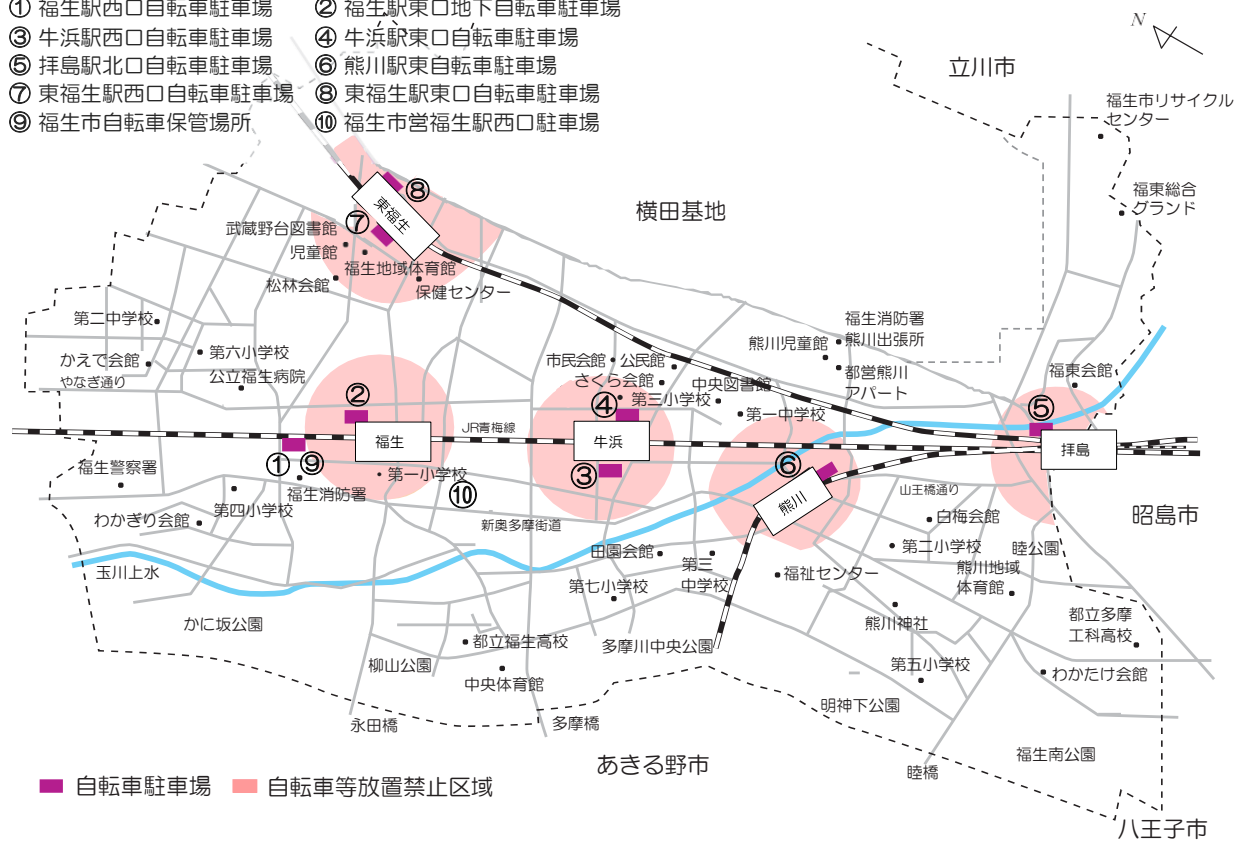
定期使用は所定の登録手続きが必要です。手続きの受付は各自転車駐車場で行っていますが、自転車駐車場により登録手続き場所が異なりますので、ご確認のうえご利用ください。

※次の条件に該当する方は、免除の制度があります。

（生活保護受給世帯、身体障害者手帳・愛の手帳・その他の療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、児童扶養手当受給世帯、児童育成手当受給世帯）

手帳もしくは証書を持参のうえ、各自転車駐車場の手続き場所に申請してください。

- ① 福生駅西口自転車駐車場
- ② 福生駅東口地下自転車駐車場
- ③ 牛浜駅西口自転車駐車場
- ④ 牛浜駅東口自転車駐車場
- ⑤ 拝島駅北口自転車駐車場
- ⑥ 熊川駅東自転車駐車場
- ⑦ 東福生駅西口自転車駐車場
- ⑧ 東福生駅東口自転車駐車場
- ⑨ 福生市自転車保管場所
- ⑩ 福生市営福生駅西口駐車場



① 福生駅西口自転車駐車場

所在地	福生977-20
利用時間	24時間
利用台数	自転車416台 バイク(125cc以下)35台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

② 福生駅東口地下自転車駐車場

所在地	東町5-1 TEL 530-8285
利用時間	午前4時30分～午前1時30分(21時間)
利用台数	自転車2,091台バイク(50cc以下)145台
管理人常駐時間	午前6時～午後9時30分

③ 牛浜駅西口自転車駐車場

所在地	牛浜58-1 TEL 530-8261
利用時間	24時間
利用台数	自転車486台 バイク(125cc以下)72台
管理人常駐時間	午前6時30分～10時30分 午後1時～8時

④ 牛浜駅東口自転車駐車場

所在地	牛浜148-4
利用時間	24時間
利用台数	自転車567台 バイク(125cc以下)13台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	牛浜駅西口自転車駐車場

⑤ 拝島駅北口自転車駐車場

所在地	熊川1398-1 TEL 530-7902
利用時間	24時間
利用台数	自転車275台 バイク(125cc以下)57台
管理人常駐時間	午前6時30分～10時30分 午後4時～8時

⑥ 熊川駅東自転車駐車場

所在地	熊川798-1
利用時間	24時間
利用台数	自転車69台 バイク(125cc以下)7台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	牛浜駅西口自転車駐車場

⑦ 東福生駅西口自転車駐車場

所在地	福生2153-3
利用時間	24時間
利用台数	自転車231台 バイク(125cc) 10台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

⑧ 東福生駅東口自転車駐車場

所在地	福生2051-1
利用時間	24時間
利用台数	定期利用のみ自転車27台
管理人常駐時間	不定期巡回
問合せ先・定期の手続き	福生駅東口地下自転車駐車場

⑨ 福生市自転車保管場所 (福生駅西口自転車駐車場内に併設)

所在地	福生977-20
受付時間	午前9時～午後6時 (日・祝日、年末年始を除く。)

⑩ 福生市営福生駅西口駐車場

所在地	本町92-1
利用時間	24時間(一時使用 ゲート式)
利用台数	自動車23台(軽自動車4台含む。)
問合せ先	福生市商工会 TEL 551-2927

※管理人は日・祝日、年末年始は不在となりますので、手続きの際はご注意ください(ただし、福生駅東口地下自転車駐車場を除く。)

行政

市議会・選挙

市議会の仕組み

▶議会事務局庶務係

市議会は、選挙により市民の代表として選ばれた議員（定数19名）で運営される市の議事機関（議決機関）です。年4回（3月、6月、9月、12月）の定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。市議会には、各議員が所属する総務文教、建設環境、市民厚生の3つの常任委員会や議会運営委員会及び特別委員会等があり、議案をより専門的かつ詳細に審査します。各委員会で審査された議案は、議員全員で開く本会議で再度審議ののち議決され、執行機関によって施策が実行されます。

本会議・委員会の傍聴

▶議会事務局庶務係

本会議や委員会の傍聴はどなたでもできます。本会議場の傍聴席は53席、委員会室の傍聴席は6席です。なお、満席の場合は、ほかの部屋で会議の音声を聞くことができます。

請願・陳情

▶議会事務局議事係

市政等に対し意見や要望がある場合、市議会に請願・陳情ができます。請願には市議会議員の紹介が必要ですが、陳情は不要です。審議結果は、請願・陳情とも直接それぞれの提出者にお知らせします。

市議会だよりの発行

▶議会事務局庶務係

市民の代表である議員で構成する議会の活動を広く市民にお知らせするため、「市議会だより」をおおむね年4回発行し、市内の全世帯に配布しています。

市議会インターネット中継とケーブルテレビ放映、SNSによる情報発信

▶議会事務局庶務係

本会議の生中継と録画中継の配信を行っています。福生市ホームページ → 福生市議会 → インターネット中継からご覧いただけるほか、ケーブルテレビによる本会議のライブ放映も行っています。また、SNS（X〈旧ツイッター〉・フェイスブック）を活用して、わかりやすい議会情報を発信しています。

選挙権と被選挙権

▶選挙管理委員会事務局

■選挙権は次の条件を備えている方に与えられます。

実際に投票する際には、市区町村の選挙管理委員会が管理する『選挙人名簿』に登録されている必要があります。

衆議院議員・参議院議員の選挙	満18歳以上の日本国民であること
知事・都道府県議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上その都道府県の同一市区町村に住所のある方
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	満18歳以上の日本国民であり、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある方

■被選挙権は日本国民であり、次の要件を満たしていることが必要です。

衆議院議員・市区町村長	満25歳以上
参議院議員・都道府県知事	満30歳以上
都道府県・市区町村の議会の議員	満25歳以上で、かつ、当該選挙の選挙権を有すること

期日前投票と不在者投票

▶選挙管理委員会事務局

期日前及び不在者投票の期間は公（告）示日の翌日から投票日の前日までです。また、期日前及び不在者投票とも「宣誓書兼請求書」の記入が必要です。

投票できる方	投票日当日、投票に行くことができない方
投票に必要なもの	入場整理券（ない場合、運転免許証等、本人確認できるもの）

■不在者投票

次に該当する方は、不在者投票になります。

- 期日前投票当日、選挙権年齢に到達していない方
- 病院等に入院中の方
- 出張等で市内にいない方
- 郵便等投票制度を利用されている方

★病院に入院している方は投票日当日、病院や老人ホームの入所が見込まれる場合、そこが「不在者投票指定施設」であれば、その施設内で投票できます。

希望する方は、それぞれの施設の職員にお申し出ください。

福生市内の指定施設	○公立福生病院 ○目白第二病院 ○大聖病院 ○熊川病院 ○特別養護老人ホームサンシャインピア ○特別養護老人ホーム第2 サンシャインピア ○特別養護老人ホームヨコタホーム ○介護老人保健施設ユアアイピア ○特別養護老人ホーム福生ことぶき苑
-----------	---

なお、これらの施設内での投票は、期日前投票期間内に限られます。

★出張等で市内にいない方は

投票日に、仕事・旅行などで市外（遠隔地）に滞在の場合、滞在地の選挙管理委員会で不在者投票ができます。この場合、投票用紙等の請求が必要です。投票用紙等の送付には日数がかかりますので、早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

代理・点字投票

▶選挙管理委員会事務局

手のけがなどにより自ら字が書けない場合は、代理投票ができます。投票所の係員へ申し出てください（投票の秘密は厳守します。）。

視覚障害の方は点字投票ができます。投票所の係員に申し出てください。点字用投票用紙と点字器をお渡しします。

重度の障害がある方・要介護の方

▶選挙管理委員会事務局

■郵便等による不在者投票

身体に障害をお持ちの方、または「要介護5」の方で、表1に該当する方は、「郵便等による不在者投票」制度が利用できます。

《表1》

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級
	免疫、肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症 ～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症 ～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

■代理記載が可能です

表1に該当する方のうち、表2に該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た方（選挙権を有する方に限る。）に投票に関する記載をさせることができます。

《表2》

障害等の区分	障害等の程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症

※『郵便等投票制度』はすべて事前の申請が必要です。希望される方は、早めに選挙管理委員会へ申請してください。

在外選挙制度

▶選挙管理委員会事務局

海外に引き続き3か月以上居住されている方、選挙人名簿に登録されている市区町村から海外に転出される方は、在外選挙人名簿に登録することにより、衆・参議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票をすることができます。詳しくは総務省のホームページをご覧ください。

総務省ホームページ

<https://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

情報公開・個人情報保護

情報公開制度

▶総務課法制係（情報公開コーナー）

公正で透明な市政を推進するため、市民の皆さんなどからの請求により、市が保有している市政情報を公開しています。

では、情報公開制度とはどのような制度でしょうか。それは、『市民の皆さんが必要とする市政に関する情報を請求する権利』を保障し、『市民の皆さんからの請求に応じて市政に関する情報を市が公開する義務』を負うことにより、市民の皆さんが市政へ積極的に参加し、公正で開かれた民主的な市政を推進していくことを目的とした制度です。

個人情報保護制度

▶総務課法制係（個人情報保護コーナー）

市民の皆さんなどのプライバシーを守るため、市が保有している個人の情報の取扱いについて、一定のルールを定めて個人情報の保護を図っています。

また、自分の個人情報に限って、その「開示、訂正等」を市に請求することができます。ただし、個人情報の内容によっては開示できないものもあります。

情報コーナー（情報スペース内）

▶総務課法制係

市政情報の公表・提供を目的としたコーナーを情報スペースに設置しています。

市民の皆さんが気軽に市政情報などを閲覧できるように、市政情報検索ファイルや市政に関するさまざまな冊子があります。

また、コピー機（有料）もあります。

広報・広聴

市へのご意見

▶秘書広報課広報広聴係

市では市政に対するご意見、ご提案、ご要望、お問合せを受け付けています。市ホームページ内の「市へのご意見箱」からお送りください。

また、「市長への手紙」はメール以外にも、指定の用紙が公共施設に置いてありますので、ご利用ください。

■市長への手紙（メール版・指定用紙）

お寄せいただいたご意見等は、市長が拝見し、市長の指示に基づき関係部署が調査・検討を行うなど市政運営の参考にさせていただきます。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/qa/1016492.html>

■お問合せ・ご意見（メール版）

市の事業等へのお問合せ・ご意見を受け付けています。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/qa/1016504.html>

広報の発行

▶秘書広報課広報広聴係

毎月2回（1日・15日）、「広報ふっさ」を発行し、市内の全世帯に配布しています。

市勢統計の発行

▶総務課総務係

市勢の基本的な統計をまとめた「市勢統計」を3年ごとに作成し、市ホームページに掲載しています。

市ホームページ

<https://www.city.fussa.tokyo.jp/municipal/others/list/1003644.html>

平和のつどい記録集の発行

▶総務課総務係

毎年8月に行われる「平和のつどい」の内容について、おおむね5年ごとに記録集を発行し、希望者には会計課にて販売しています。

市勢要覧の発行

▶秘書広報課広報広聴係

市勢の現況をまとめた「市勢要覧」を発行し、希望者には、会計課にて販売しています。

ホームページ

▶秘書広報課広報広聴係

市の紹介や市からのお知らせなどをホームページで情報提供しています。

市ホームページ


<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>

「ふっさ情報メール」

▶秘書広報課広報広聴係

あらかじめ登録していただいた利用者のパソコンや携帯電話に、メールで市からのお知らせや各種イベント情報など、生活に役立つ情報を配信しています。

携帯電話やパソコンから登録いただけますので、ぜひご利用ください。

配信するメールの種別	<ul style="list-style-type: none">◆防犯・防災情報（火災情報、不審者情報、迷い人のお尋ね、詐欺への注意など）◆観光・イベント情報（催し物開催・中止のお知らせ、参加者募集の案内など）◆環境・気象情報（光化学スモッグの発生など）◆健康情報（インフルエンザなどへの注意、検診の案内など）◆子育て情報（手当等の申込案内、医療機関紹介など）◆その他の市政情報（手続き案内、暮らしに関する情報）
登録方法	<ol style="list-style-type: none">①登録用のQRコードを読み取って登録ページにアクセスし、注意事項に承諾いただいたうえで、空メール（題名や本文の入力不要）を送信します。②登録用のURLが記載されたメールが返信されますので、URLにアクセスしてください。③配信を希望するメールのカテゴリを選び、送信をクリックしてください。④登録完了のお知らせメールが届きます。  <p>QRコード</p>

ふっさ情報アプリ「ふくナビ」

▶秘書広報課広報広聴係

「防災」「ごみ・リサイクル」「子育て」「観光」「広報」など、日常生活において需要の高い分野の行政情報をスマートフォンでご覧いただけます。

▼iPhoneの方



▼Androidの方



相談

市民相談

▶秘書広報課広報聴係

■市民相談一覧（実施日は祝日、年末年始を除く。）

予約制 TEL 551-1529 秘書広報課広報聴係

相談区分	相談内容	相談員	実施日	時間
人権身の上相談	不当な差別や迫害、人権侵害、身の上問題の相談	人権擁護委員	毎月第1水曜日	午後1時30分 ～4時30分 (1人30分、1日6人まで)
行政相談	国や特殊法人、独立行政法人などの業務に関する相談	行政相談委員	毎月第1水曜日	
登記相談	土地、建物の調査、測量、地目変更、不動産登記、法人登記など登記全般についての相談	司法書士 土地家屋調査士	毎月第1木曜日	
相続遺言等暮らしの手続き相談	相続時の調査・手続きや遺言書、契約書の書き方など、暮らしの手続きに関する相談	行政書士	毎月第2火曜日	
税務相談	不動産に係る税金や相続・贈与税など、税務全般に関する相談	税理士	毎月第4木曜日	
法律相談	土地・建物の賃貸借、相続、金銭貸借、離婚、相隣問題など、日常の法律についての相談	弁護士	偶数月第1土曜日 奇数月第1金曜日 毎月第2・3・4水曜日の月4回	
交通事故相談	交通事故による被害者、加害者の損害賠償や示談方法など、交通事故に関する相談	弁護士	毎月第3木曜日 ※お急ぎの際は TEL 03-5320-7733（東京都の交通事故相談）へ	
女性等悩みごと相談	自分の生き方など女性及び性的少数者が抱える悩みごとについての相談	専門の カウンセラー	毎月第2・4水曜日	午前9時～午後1時 (1人60分以内)

予約制 TEL 042-679-1082 警視庁八王子少年センター

相談区分	相談内容	相談員	実施日	時間
少年相談	非行問題など、未成年のお子さんに関するお悩み・問題についての相談	八王子少年センター相談員	毎月第3金曜日	午前9時 ～午後4時30分

予約制 TEL 551-7700 福生市教育相談室

相談区分	相談内容	相談員	実施日	時間
教育相談	学校不適合、不登校、進路、非行、友達関係、言葉の障害など、教育上の悩みごとについて（P30を参照）	教育相談員 心理相談員	毎週月～土曜日	午前8時30分 ～午後5時15分

予約不要 ※実施日・時間等の詳細については、各問合せ先へ

相談区分	相談内容	相談員	実施日・時間	問合せ先
消費者相談	購入した商品や契約のトラブル等、多重債務、悪質商法でお困りのこと（P48を参照）	消費生活相談員	毎週月・水・金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	シティセールス推進課 産業活性化グループ TEL 551-1699
国民年金相談	国民年金のしくみや受給などの相談	年金相談員	毎週月～金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	保険年金課保険年金係 TEL 551-1670
健康相談	心身の管理に関する知識の向上と健康管理について	保健師、栄養士	毎月第1木曜日 午前9時30分～11時	保健センター TEL 552-0061
育児相談	発育、母乳等や離乳食などの育児に関すること	保健師、助産師、 栄養士	※こども家庭センターへお問い合わせください。	こども家庭センター TEL 552-0312

相談区分	相談内容	相談員	実施日・時間	問合せ先
ひとり親家庭相談	母子・父子家庭の経済的問題やお子さんの養育や就学・就職、その他生活上の悩みごとに関すること（P29を参照）	母子・父子自立支援員	毎週月～金曜日、第2・第4土曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	こども家庭センター こども家庭支援係 TEL 539-2555
子どもと家庭の総合相談	子どもと家庭に関するあらゆる相談、児童虐待の通告	子ども家庭支援相談員	毎週月～土曜日 午前8時30分～午後5時15分 ※水曜日は午後8時まで ※土曜日は正午～午後1時を除く	
介護保険相談	介護保険に係る利用者及び家族等からの各種相談（P34を参照）	介護保険相談員	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	介護福祉課介護保険係 TEL 551-1764

社会福祉協議会の相談

※実施日・時間等の詳細については、TEL 552-5027 社会福祉協議会・成年後見センター福生へ

相談名	相談内容	相談員
心配ごと相談	日常生活上の悩みごとの相談	民生委員、児童委員
心の相談	対人関係、思春期・高齢期、子育てなどの心の問題や病気についての相談	精神科医師
身近な法律相談	高齢者や障害者の遺産相続、住宅問題、遺言書の作成、成年後見などについての相談	弁護士
成年後見制度相談	成年後見制度の利用についての相談	司法書士
リハビリ相談	リハビリに関するさまざまな相談	(社)東京都理学療法士協会福生支部
権利擁護相談、福祉サービス利用・苦情相談	高齢者や障害者の方の権利擁護相談、福祉サービスの種類や手続き、内容の苦情などの相談	専門員

都の相談窓口

■都民の声総合窓口

都政に関する提言、要望等をEメール等で受け付けています。

インターネットの場合	東京都ホームページ https://www.metro.tokyo.lg.jp/
手紙・はがきの場合	〒163-8001 東京都庁「都民の声総合窓口」担当
電話の場合	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時～午後5時 TEL 03-5320-7725
FAXの場合	FAX 03-5388-1233

■交通事故相談（東京都交通事故相談所）

交通事故の被害者や加害者の損害賠償問題、示談のしかた、保険の手続きなど、交通事故に関するいろいろな問題について、専門相談員が相談に応じます。対面での相談を希望する場合は事前にご連絡ください。

相談日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時～午後5時 TEL 03-5320-7733
-----	---

■東京都外国人相談

東京で暮らしている外国人の方々のために、入国関係、婚姻、国籍、仕事など、日常生活におけるいろいろな相談に応じます。対面での相談を希望する場合は事前にご連絡ください。

相談時間	午前9時30分～正午、午後1時～5時 （祝日、年末年始を除く。）
------	-------------------------------------

相談言語	相談日	電話
英語	月～金曜日	03-5320-7744
中国語	火・金曜日	03-5320-7766
韓国語	水曜日	03-5320-7700

施設

①中央体育館

市民がスポーツ・レクリエーション活動で気軽に利用できる総合体育館です。主に各種大会等の利用やスポーツサークルなどの団体使用が中心ですが、個人でも使用することができます。子どもから大人まで楽しめるスポーツ教室も実施していますので、お気軽にご参加ください。

所在地	北田園 2-9-1
施設内容	主競技場、トレーニング室、卓球場、柔道場、剣道場、弓道場、多目的室、会議室、和室
利用可能種目	トレーニング（高校生以上、初回のみ事前講習が必要）、バドミントン、インディアカ、ビーチボール、バスケットボール、バレーボール、卓球、剣道、柔道、空手道、弓道、ダンス（鏡はありません。）他 ※フットサルは施設構造上利用できません。
開館時間	午前 9 時
閉館時間	午後 10 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
問合せ	中央体育館 TEL 552-5511
利用	個人使用 1 回 1 時間 30 分
市民無料開放日	こどもの日、スポーツの日

②熊川地域体育館

幼児から高齢者まで気軽にスポーツ・レクリエーション活動が楽しめる体育館です。クライミングウォールも設置しています。各種スポーツ教室や開放事業等も実施していますので、お気軽にご参加ください。

所在地	熊川 380-7
施設内容	第 1 体育室、第 2 体育室、会議室
利用可能種目	トレーニング（高校生以上、初回のみ事前講習が必要）、卓球、バドミントン、インディアカ、ミニテニス、ビーチボール、輪投げ、バスケットボール、クライミング（初回のみ事前講習が必要）、他 ※フットサルは施設構造上利用できません。
開館時間	午前 9 時
閉館時間	午後 10 時
休館日	毎月第二月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
問合せ	熊川地域体育館 TEL 552-1980
利用	個人使用 1 回 1 時間 30 分
市民無料開放日	こどもの日、スポーツの日

③福生地域体育館

市民の誰もが気軽に楽しめる体育館です。トレーニング室にはトレーナーが常駐し、トレーニングの指導・サポートを行っています。また、各種スポーツ教室や開放事業等も実施していますので、お気軽にご参加ください。

所在地	武蔵野台 1-8-7
施設内容	第 1 体育室、第 2 体育室、会議室、トレーニング室、プレイルーム
利用可能種目	トレーニング（高校生以上、初回のみ事前講習が必要）、卓球、バドミントン、インディアカ、ビーチボール、バスケットボール他 ※フットサルは施設構造上利用できません。
開館時間	午前 9 時（平日）、午前 8 時（土・日・祝日）
閉館時間	午後 11 時（平日）、午後 10 時（土・日・祝日）
休館日	毎月第四月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
問合せ	福生地域体育館 TEL 530-8811
利用	個人使用 1 回 1 時間 30 分
市民無料開放日	こどもの日、スポーツの日等

④テニスコート

市内に4か所あります。

開場時間	午前 9 時～午後 5 時（時期により異なります。） ※照明設備のある武蔵野台テニスコート、S & D フィールド福生（市営競技場）テニスコートは、午後 9 時 30 分まで利用できます。
休場日	年末年始
申込み	使用日前日までに、各管理事務所へ。なお、コートが空いていれば、当日利用も可能です。
問合せ	武蔵野台テニスコート管理事務所 武蔵野台 1-30 TEL 552-4751 S & D フィールド福生（市営競技場）管理事務所 福生 3232 TEL 552-3731 南公園管理事務所 南田園 1-1-1 TEL 530-4418 福東総合グラウンド管理事務所 熊川 1608 TEL 553-2273

⑤野球場

市内に5か所あります。

開場時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時（時期により異なります。） ※照明設備のある福生野球場は、午後 9 時 30 分まで利用できます。
休場日	年末年始
申込み	使用前日までに、中央体育館へ（受付時間：休館日を除く。午前 8 時 30 分～午後 9 時まで） ※福生野球場は管理事務所でも受付できます。 ※福生野球場管理事務所…休場日を除く午前 8 時 30 分～午後 9 時まで
所在地	福生野球場管理事務所 牛浜 162 TEL 552-4016 加美平野球場 加美平 1-21 多摩川中央公園グラウンド 北田園 1 丁目先 南公園管理事務所 南田園 1-1-1 TEL 530-4418 福東総合グラウンド管理事務所 熊川 1608 TEL 553-2273

⑥S&Dフィールド福生（市営競技場）

サッカー、ソフトボール、陸上競技等が行えます。

所在地	福生 3232
開場時間	午前 8 時 30 分～午後 9 時 30 分
休場日	年末年始
申込み	使用日前日までに、中央体育館かS&Dフィールド福生（市営競技場）管理事務所へ（受付時間：休館日・休場日を除く午前 8 時 30 分～午後 9 時まで）
問合せ	中央体育館 TEL 552-5511 S&Dフィールド福生（市営競技場）管理事務所 福生 3232 TEL 552-3731

⑦市営プール

所在地	北田園 2-8-4
開場期間	7 月の第二日曜日～9 月の第一土曜日
開場時間	午前 9 時～午後 6 時
休場日	水温及び気温が基準に満たない場合等、天候により休場となります。
施設内容	50mプール、25mプール、幼児用プール、スライダープール（滑り台付プール）
問合せ	市営プール管理事務所 TEL 552-0398 ※開場期間以外は、指定管理者 （有）プイフィールド TEL 042-677-4897 （平日の午前 10 時～午後 5 時）

⑧バーベキュー施設

多摩川中央公園に8か所、福生南公園に7か所バーベキュー用かまどを設置しています。（要予約）

所在地	多摩川中央公園	北田園 1 丁目先
	福生南公園	南田園 1-1-1
使用料	無料	
申込み	福生南公園管理棟	TEL 530-4418
受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時（年末年始を除く。）	

⑨図書館

市内には中央図書館、わかぎり図書館、わかたけ図書館、武蔵野台図書館の4つの図書館があります。各館では、幼児向けの絵本から生活に必要な教育、法律、育児、経済などの本、小説、芸術など心をより豊かにする本、福生のまちを知り考えるための本を所蔵しています。また、電子書籍の貸出サービスを行っています。

中央図書館ではCD・カセットテープ、わかぎり・わかたけ図書館ではCD、武蔵野台図書館では、DVD・ビデオテープを揃えています。各館では市民の方々の調べ物のお手伝いも行っています。お気軽にご相談ください。詳しい利用方法や、所蔵する本・雑誌などの情報は、図書館のホームページで見ることができます。

図書館ホームページ

www.lib.fussa.tokyo.jp

所在地	中央図書館	熊川 850-1
	わかぎり図書館	福生 1280-1
	わかたけ図書館	熊川 199-1
	武蔵野台図書館	武蔵野台 1-12-2
開館時間	午前 10 時～午後 5 時	
	中央図書館は火～金曜日 午後 8 時まで 武蔵野台図書館は木・金曜日 午後 8 時まで （祝日は午後 5 時まで）	
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始、特別整理日、年度末整理日	
問合せ	中央図書館	TEL 553-3111
	わかぎり図書館	TEL 552-7421
	わかたけ図書館	TEL 551-0083
	武蔵野台図書館	TEL 553-8881

⑩郷土資料室（中央図書館内）

福生の歴史や産業、くらしのうつりかわりを伝える展示をはじめ、航空写真を用いた床面展示や映像展示を通して、福生の魅力に触れられる展示を行っています。

また、年に6回程度の企画展示を行うほか、市役所や旧ヤマジウ田村家住宅での出張展示を行います。そのほか、小学生向けのワークショップや福生の歴史等に関する学習会を行っています。

詳細は、市の広報や郷土資料室ホームページでお知らせしますので、ご確認ください。

郷土資料室ホームページ

<https://www.museum.fussa.tokyo.jp/>

所在地	熊川 850-1
開館時間	午前 10 時～午後 5 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始、展示替え期間
問合せ	郷土資料室 TEL 530-1120

⑪旧ヤマジウ田村家住宅

明治35年築の大型住宅です。裏手には2棟の土蔵があり、これらも合わせて国登録文化財として登録されました。

所在地	福生 1158
開館時間	午前 10 時～午後 4 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
入場料	無料
問合せ	郷土資料室 TEL 530-1120

⑫わかぎり会館・わかたけ会館

会議室、和室があり、事前に申込みをして利用することができます。図書館の分館が併設されています。

所在地	わかぎり会館	福生 1280-1
	わかたけ会館	熊川 199-1
開館時間	午前 9 時～午後 10 時	
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始	
使用料についてはお問い合わせください。		
問合せ	わかぎり会館	TEL 552-7421
	わかたけ会館	TEL 551-0083

⑬松林会館・白梅会館

会議室、和室などがあり、事前に申込みをして利用することができます。また、公民館分館として講座等を実施しています。詳しくはお問い合わせください。

所在地	松林会館	武蔵野台 1-15-1
	白梅会館	熊川 559-1
開館時間	午前 9 時～午後 10 時	
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始	
使用料についてはお問い合わせください。		
問合せ	松林会館	TEL 552-3624
	白梅会館	TEL 553-3454

⑭茶室「福庵」

茶室「福庵」は、文化の森の静かなたたずまいの中にある純和風の建物です。茶道をはじめ、俳句、琴、華道など多目的に利用できます。（予約受付は公民館公民館係へ）

所在地	熊川 854-3	TEL 530-7177
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始	
使用料についてはお問い合わせください。		
問合せ	公民館公民館係（さくら会館内） TEL 552-2118	

⑮福東会館

会議室、学習室、集会室などがあり、事前に申込みをして利用することができます。

所在地	熊川 1662-7
開館時間	午前 9 時～午後 10 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
問合せ	福東会館 TEL 551-7993

⑯輝き市民サポートセンター

市民活動を支援する拠点施設で、交流と協働の場、情報の提供と交換の場として、市内で社会貢献活動を行う方ならどなたでもご利用になれます。会議室や交流スペース、印刷機・コピー機（有料）、パソコン等を備えています。講座や相談の受付も行っていきます。

※駐車場はありません。

所在地	福生 1014-10（福生駅隣接プチギャラリー 4 階）
開館時間	午前 10 時～午後 10 時
休館日	月曜日、年末年始、七夕まつり期間
問合せ	輝き市民サポートセンター TEL 551-0166

⑰市民会館・公民館

収容人員 1,062 人の大ホール（もくせいホール）、260 人収容の小ホール（つつじホール）のほかに、10 人から 100 人までの会議等に使える集会室が 8 部屋あります。その他、リハーサル室、展示スペース、音楽室、視聴覚室、美術室、調理室、児童室を備えています。コンサートや講座・教室等の主催事業を実施しています。

※公民館事業については公民館公民館係へ

所在地	福生 2455	
開館時間	午前 9 時～午後 10 時	
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始	
使用料についてはお問い合わせください。		
問合せ	市民会館	TEL 552-1711
	公民館公民館係	TEL 552-2118

⑱保健センター

健康づくりの拠点として、予防接種、各種検診・健診、成人保健、保健指導、大気汚染医療費助成の申請受付及び畜犬登録などを行っています。

また、内科の休日診療所を開設しています。

所在地	福生 2125-3
問合せ	保健センター TEL 552-0061（月～土曜日） 午前 8 時 30 分～ 午後 5 時 15 分 ※水曜日は午後 8 時まで開庁 ※土曜日の正午～午後 1 時を除く。
	休日診療所 TEL 552-0099（日・祝日） ※詳細は各月 15 日発行の「広報ふっさ」 をご覧ください。

⑲さくら会館

収容人員 100 人のホールや 18 人から 42 人までの会議等に使える集会室（和室も含む）が 5 部屋あります。

所在地	牛浜 163
開館時間	午前 9 時～午後 10 時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
使用料についてはお問い合わせください。	
問合せ	さくら会館（公民館公民館係） TEL 552-2123

⑳福祉センター

お年寄りや体の不自由な方のための施設、在宅福祉の拠点となる施設ですが、学習・集会室・休養室が有料で使用できます。ただし、営利などの目的では使用できません。

所在地	南田園 2-13-1
問合せ	福祉センター TEL 530-2941

㉑こども家庭センター

母子健康手帳交付、乳幼児健康診査、巡回相談等の母子保健事業を行うとともに、全ての妊産婦・子育て世帯・こどものあらゆる相談についてお受けします。また、必要に応じてこどもに関係する機関と連携して問題解決のお手伝いをします。ので、お気軽にご相談ください。

所在地	福生 2125-3 保健センター 2 階
開館時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 ※水曜日は午後 8 時まで開庁 ※土曜日の正午～午後 1 時を除く
休館日	日・祝日、年末年始
問合せ	こども家庭支援係 TEL 539-2555
	母子保健係 TEL 552-0312

②田園会館・田園児童館

児童館と地域会館の併設施設です。児童館は、遊びを通じて子どもの健やかな成長を積極的に図るためにつくられた施設です。

- ・子どもたちが遊びを通して仲間をつくり、活動をくり広げる場です。
- ・幼児の遊び場と保護者などの交流の場です。
- ・子育てに関する情報交換や相談などに応じる場です。

所在地	南田園 3-6-1
問合せ	田園会館・田園児童館 TEL 552-3133

◎児童館

利用時間	◆夏季期間（4月～9月） 月～金 小・中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時
	◆冬季期間（10月～3月） 月～金 小学生：午前9時～午後5時 中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時 (小学生は午後5時)
休館日	毎月最終日曜日、年末年始
利用対象	18歳未満の方（幼児は保護者同伴です。）

◎地域会館

開館時間	午前9時～午後10時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始

③武蔵野台児童館

所在地	武蔵野台 1-12-2
利用時間	◆夏季期間（4月～9月） 月～金 小・中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時
	◆冬季期間（10月～3月） 月～金 小学生：午前9時～午後5時 中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時 (小学生は午後5時)
休館日	毎月最終日曜日、年末年始
利用対象	18歳未満の方（幼児は保護者同伴です。）
問合せ	武蔵野台児童館 TEL 553-8822

④熊川児童館

所在地	熊川 1143-1 都営熊川アパート 23号棟 1階
利用期間	◆夏季期間（4月～9月） 月～金 小・中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時
	◆冬季期間（10月～3月） 月～金 小学生：午前9時～午後5時 中学生：午前9時～午後6時 高校生：午前9時～午後9時 土・日・祝日 午前9時～午後6時 (小学生は午後5時)
休館日	毎月最終日曜日、年末年始
利用対象	18歳未満の方（幼児は保護者同伴です。）
問合せ	熊川児童館 TEL 539-1515

⑤福生市プチギャラリー

市民の文化の向上を図るための展示施設です。第1(2階)第2(3階)展示室があります。絵画等の作品の発表の場としてご利用ください。

所在地	福生 1014-10
休館日	月曜日（祝日の場合は申込みがある場合に限り開館）、年末年始
使用期間	14日以内
使用時間	午前10時～午後7時
使用料についてはお問い合わせください。	
問合せ	プチギャラリー TEL 551-1316

⑥扶桑会館・かえで会館

会議室、集会室、和室があり事前に申込みをして利用することができます。

所在地	扶桑会館 本町 92-5
	かえで会館 加美平 1-20-6
開館時間	午前9時～午後10時
休館日	月曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
使用料についてはお問い合わせください。	
問合せ	扶桑会館 TEL 552-6717
	かえで会館 TEL 552-4644

⑳れんげ園（生活介護・地域活動支援センター）

心身に障害があり、一般就労が困難な方に社会的自立に必要な訓練及び指導を行います。

所在地	南田園 3-6-1
開館時間	午前 9 時～午後 4 時
休園日	日・祝日、年末年始
利用対象	福生市に住所を有し、一般就労が困難で次に該当する方 ①心身に障害を有する満 18 歳以上 65 歳未満の方 ②集団の中で訓練及び指導が可能な方 ③施設への通所が可能な方
問合せ	れんげ園 TEL 552-0625

㉑リサイクルセンター・リサイクルプラザ

工場棟とプラザ棟が併設されたリサイクルセンターでは、資源の選別とリサイクル化をしています。随時見学ができます（団体の場合は要事前予約）。また、粗大ごみ等の中からもまだ使えるものを清掃・修理して、次のとおりリサイクル品の販売を行っています。地域情報サイト「ジモティー」で販売しているリサイクル品を閲覧することもできます。

「ジモティー」ホームページ <https://jmtv.jp/>

■見学

所在地	熊川 1566-4
時間	月～金曜日 午前 9 時～午後 4 時 ※祝日、12/29～1/3 を除く。
問合せ	リサイクルセンター TEL 551-9150

■リサイクル品販売

所在地	熊川 1566-4
時間	月火水木金土日の毎日 午前 9 時～午後 4 時 ※12/29～1/3 を除く。
問合せ	ごみ総合受付センター TEL 552-1621 ※土日、祝日、12/29～1/3 を除く。

㉒市営福生駅西口駐車場

所在地	本町 92-1
利用時間	一時使用 ゲート式：24 時間
駐車台数	23 台（軽自動車 4 台含む）
休業日	年中無休 ※ただし、七夕まつり期間を除く。
問合せ	福生市商工会 TEL 551-2927

㉓福生市観光案内所 まちなかおもてなしステーション くるみる ぶっさ

福生市の観光案内、名産品の展示・販売、ロケ支援等を行っています。

所在地	本町 23
営業日	毎週火・水・金・土・日曜日 ただし、月曜日と木曜日が祝日の場合は営業し、翌平日が休業日となります。年末年始は、12 月 29 日から 1 月 3 日が休業日となります。
営業時間	午前 10 時～午後 6 時
問合せ	くるみる ぶっさ TEL 530-2341



※各施設の使用料については、申込みの際にお問い合わせください。

ふっさ わたしの便利帳
令和6年4月発行

編集・発行 / 福生市企画財政部
秘書広報課

〒197-8501
東京都福生市本町5
TEL : 042-551-1511 (代表)